

令和6年5月31日（金曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	1頁
○出席議員	1頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○表彰状の伝達	4頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第69号から 日程第11 議案第77号まで	6頁
○委員会付託省略の議決	7頁
○教育長就任挨拶	9頁
○休会の件	9頁
○散会宣告	10頁

令和6年6月4日（火曜日）第2号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	11頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	12頁
○開議宣告	13頁
○日程第 1 一般質問	13頁
2番 和田 祐 治 議員	13頁
9番 藤 森 真 悦 議員	24頁
11番 松 本 和 春 議員	43頁

17番 桑田哲明議員	48頁
○散会宣告	59頁

令和6年6月5日（水曜日）第3号

○議事日程	61頁
○本日の会議に付した事件	61頁
○出席議員	61頁
○欠席議員	61頁
○説明のため出席した者	61頁
○職務のため出席した事務局職員	62頁
○開議宣告	63頁
○日程第 1 一般質問	63頁
13番外崎英継議員	63頁
1番花田勝暁議員	74頁
16番平山秀直議員	87頁
○散会宣告	99頁

令和6年6月6日（木曜日）第4号

○議事日程	101頁
○本日の会議に付した事件	101頁
○出席議員	101頁
○欠席議員	101頁
○説明のため出席した者	101頁
○職務のため出席した事務局職員	102頁
○開議宣告	103頁
○日程第 1 議案第69号から議案第72号まで	103頁
○休会の件	104頁
○散会宣告	104頁

令和6年6月14日（金曜日）第5号

○議事日程	105頁
○本日の会議に付した事件	105頁

○出席議員	105頁
○欠席議員	105頁
○説明のため出席した者	106頁
○職務のため出席した事務局職員	106頁
○開議宣告	108頁
○日程第 1 議案第72号	108頁
○日程第 2 議案第71号	109頁
○日程第 3 議案第69号及び	
日程第 4 議案第70号	110頁
○日程第 5 発議第 3号	111頁
○委員会付託省略の議決	112頁
○市長挨拶	113頁
○閉会宣告	113頁
署名	115頁

参考資料

○議決結果表	117頁
○会期及び日程	119頁
○一般質問通告表	121頁
○議案付託区分表	127頁

令和6年五所川原市議会第5回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

令和6年5月31日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
 - 第 4 議案第70号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第 5 議案第71号 財産の取得について
 - 第 6 議案第72号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
 - 第 7 議案第73号 教育長の任命について
 - 第 8 議案第74号 教育委員会委員の任命について
 - 第 9 議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 第10 議案第76号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
 - 第11 議案第77号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 花田勝暁 議員 | 2番 和田祐治 議員 |
| 3番 伊藤雅輝 議員 | 4番 木村清一 議員 |
| 5番 高橋美奈 議員 | 6番 藤田成保 議員 |
| 7番 金谷勝 議員 | 8番 秋田幸保 議員 |
| 9番 藤森真悦 議員 | 10番 黒沼剛 議員 |
| 11番 松本和春 議員 | 12番 成田和美 議員 |
| 13番 外崎英継 議員 | 15番 木村慶憲 議員 |
| 16番 平山秀直 議員 | 17番 桑田哲明 議員 |
| 18番 鳴海初男 議員 | 19番 山田善治 議員 |
| 20番 木村博 議員 | 21番 伊藤永慈 議員 |
| 22番 山口孝夫 議員 | |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	長谷川 哲
財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	小 林 益 代
福祉政策課長	鎌 田 郁
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
経営管理課長	飛 鳥 順 一

教育総務課長 須藤 淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	工藤 義人
次 長	今 智司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和6年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。

◎表彰状の伝達

○木村清一議長 議事に入る前に、全国市議会議長会の表彰の伝達がありますので、事務局より報告させます。

○工藤義人議会事務局長 去る5月22日開催の全国市議会議長会第100回定期総会において、長年にわたり市政の振興に努められた功績により、在職30年以上の議員として木村清一議長が表彰されました。

これより表彰状の伝達を行います。表彰状の伝達を木村博副議長にお願いいたします。議長及び副議長は前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

木 村 清 一 殿

あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第100回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和6年5月22日

全国市議会議長会

会長 坊 恭 寿

(表彰状贈呈)

(拍手)

○工藤義人議会事務局長 以上をもって、表彰状の伝達を終わります。

○木村清一議長 それでは、再開します。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

このたび全国市議会議長会の表彰の栄に浴されました木村清一議長に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたびの表彰は、長年にわたる市勢伸展、市民福祉の向上に取り組まれた御功績が認められたものであり、心より敬意と祝意を表するものであります。今回の表彰を一つの契機として、今後とも御健康に十分留意いただきながら、当市のさらなる発展のため、より一層の御支援と御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お祝いの言葉いたします。誠にありがとうございます。

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、13番、外崎英継議員、15番、木村慶憲議員、16番、平山秀直議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月14日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第3号から報告第9号までの7件の報告がありました。

また、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありま

した。これにつきましては、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第69号から

日程第11 議案第77号まで

○木村清一議長 次に、日程第3、議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）から日程第11、議案第77号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの9件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

（原真紀教育長 退場）

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、令和6年五所川原市議会第5回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第69号は、令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,861万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ309億9,225万6,000円とするものであります。定額減税補足給付金及び令和6年度に新たに非課税世帯等となった世帯に対する物価高騰対策支援給付金に係る経費等を計上するものであります。

議案第70号は、令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の既決予定額から220万円を減額し、合計額を7億9,474万円とし、資本的収入の既決予定額に220万円を追加し、合計額を7億2,779万2,000円とするものであります。

議案第71号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第72号は、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第73号は、教育長の任命についてであります。教育長として、原真紀氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第74号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、楠美恭寛氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第75号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として、鎌田和廣氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第76号及び議案第77号は、相内財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。相内財産区管理会の財産区管理委員として、吉田誠一氏、三和悦穂氏を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第7、議案第73号 教育長の任命についてから日程第11、議案第77号 相内財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの5件は委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 初めに、議案第73号 教育長の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第73号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

(原真紀教育長 入場)

○木村清一議長 次に、議案第74号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第74号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第75号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第76号及び議案第77号の2件は、いずれも相内財産区管理会
財産区管理委員の選任についてでありますので、一括で審議いたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第76号及び議案第77号の2件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は同意されました。

◎教育長就任挨拶

○木村清一議長 教育長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

教育長。

○原 真紀教育長 一登壇一

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは教育長再任に御同意をいただき、誠にありがとうございます。本市における教育、文化、スポーツの充実、発展を担う職責を思いますと、その任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

学校教育においては、子供たちが将来への夢や希望を持ち、持続可能な社会の担い手として活躍できる、そういうことにつながる教育活動の在り方、そして生涯学習においては、子供から高齢者まで全ての人が個性や能力を発揮できる多様な学習環境の提供、これらのことに留意し、引き続き学校教育をはじめ社会教育、文化、スポーツの振興など、幅広い分野にわたる教育行政の推進に向けて市長部局と密に連携し、事務局職員らとともに精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、変わらぬ御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。6月3日は、議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、6月3日は休会することに決しました。

なお、6月1日及び2日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は4日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

令和6年五所川原市議会第5回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

令和6年6月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 2番 和田 祐治 議員
 - 9番 藤森 真悦 議員
 - 11番 松本 和春 議員
 - 17番 桑田 哲明 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（20名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅 輝 議員 | 4番 木村 清 一 議員 |
| 5番 高橋 美 奈 議員 | 6番 藤田 成 保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸 保 議員 |
| 9番 藤森 真 悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和 春 議員 | 12番 成田 和 美 議員 |
| 13番 外崎 英 継 議員 | 15番 木村 慶 憲 議員 |
| 16番 平山 秀 直 議員 | 17番 桑田 哲 明 議員 |
| 19番 山田 善 治 議員 | 20番 木村 博 議員 |
| 21番 伊藤 永 慈 議員 | 22番 山口 孝 夫 議員 |
-

◎欠席議員（1名）

- 18番 鳴海 初 男 議員
-

◎説明のため出席した者（26名）

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 佐々木 孝 昌 |
| 副 市 長 | 一 戸 治 孝 |
| 総 務 部 長 | 長谷川 哲 |

財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
環 境 対 策 課 長	松 山 明 央
福 祉 政 策 課 長	鎌 田 郁
農 林 政 策 課 長	川 口 均
都 市 ・ 交 通 課 長	外 崎 洋 文
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
学 校 教 育 課 長	蒔 苗 勝 久
社 会 教 育 課 長	棟 方 龍 峰

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員20名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 おはようございます。三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、当市の入札に関して質問をいたします。令和5年度は暖冬少雪で、市民にとっては雪かきが楽で、とても助かった冬を過ごすことができました。除雪の出動回数が少なかったことで、道路は凍害や除雪車による破損箇所は、例年に比べると幾分少ないのではないかと思います。

また、住宅などの建造物についても、雪による屋根や外壁の破損なども少なかったことから、当市の建設事業者にとっては、春先の住宅の修繕などの依頼が例年に比べて非常に少なく、仕事量に影響が出ているものと思われます。暖冬で除雪費用の負担が軽く済み、生活も楽でありましたが、物事には必ずプラスの面とマイナスの面があります。冬期間の除排雪事業や雪による修繕事業を担っている事業者にとっては、大幅な収入減少となったことは当然であります。

事業量が減少し、事業収入が落ち込んでいる土木建築事業者にとっては、公共工事の受注は大きなメリットだと思います。しかしながら、市のホームページに掲載されている建設工事入札結果を見ますと、今年3月から5月に開札された建設工事に関わる指名

競争入札では、指名を受けながらも入札への参加を辞退している業者が増えているよう
であります。

発注者である五所川原市は、当該工事については、事業実施が可能と思われる事業者
を選定し指名したものだと思いますが、その事業者が入札を辞退する件数が増加してい
ることについて、その要因をお知らせください。

次に、本市における公園についての質問をいたします。昨年、菊ヶ丘運動公園では、
遊具エリアの工事が完了したことでリニューアルオープンし、さらには松島団地児童公
園には、インクルーシブ要素を含んだ幼児用複合遊具など、親子や兄弟、障害の有無に
かかわらず、誰でも楽しめる遊具が整備されました。新しい遊具が設置されたことで、
近隣の小学生は学校が終わってから友達同士で遊んだり、保護者の休日にはたくさんの
幼児も訪れ、子供たちの笑顔と笑い声が響き、人口減少社会における地域住民の憩いの
場としても重要な場であると認識しております。ただ、市内には、遊具が設置されてい
る公園が非常に少ないと感じています。

そこで伺います。五所川原市における公園の設置状況及び遊具の有無について並びに
管理状況をお知らせください。

次に、小中学生の自転車利用時の安全対策について伺います。昨年4月施行の改正道
路交通法により、自転車利用者のヘルメット着用が全年齢で努力義務となりました。昨
年7月の警察庁の調査では、青森県内のヘルメット着用率は全国平均を下回る2.5%と、
全国ワースト2位となっており、県警交通安全課によれば、2019年から2023年の自転車
事故の死者24人中22人がヘルメットを着用しておらず、このうち9人は頭部に受けた傷
が致命傷であり、ヘルメットを着用していれば、貴い命が助かる可能性があったかもし
れません。

そこで伺います。市内の小学校、中学校における自転車の安全利用のための指導状況
及び中学校における通学時の自転車用ヘルメットの着用率をお知らせください。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたしま
す。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、お答えいたします。

入札におきましては、入札の執行が完了するまではいつでも辞退できることとしてお
り、入札を辞退した者からその理由を確認することはしておりません。

以上でございます。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 都市公園として整備されている公園は、全部で22か所あります。そのうち、遊具が設置されている公園は10か所となっております。

公園の管理につきましては、園内の草刈り、樹木の剪定、危険木の撤去など、また毛虫対策の薬剤散布、トイレ清掃等を実施しながら、良好な公園環境の維持管理に努めているところでございます。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 自転車の安全利用の指導状況及びヘルメットの着用率についてお答えいたします。

年度初めの4月に、市内全ての小中学校で交通ルールの確認等を行っております。特に自転車通学のある中学校では、ブレーキ、ライト、鍵の点検等を実施し、自転車の安全利用の指導を行っております。

また、ヘルメットの着用率につきましては、現在市内中学校の通学時の着用率はおよそ2.2%となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、再質問に入ります。

まずは、入札問題についてであります。先ほどの答弁では、入札を辞退する要因が分からないとの答弁でありましたが、ほかの市町村の入札辞退届には辞退の理由が付記されております。例えば経営状況の悪化、発注時期が悪い、技術者及び労働者不足などの理由を付記する箇所があります。当市の入札辞退届には、理由を付記する箇所がありませんが、当市としても辞退理由を付記する箇所を設ける必要があると思っておりますが、市の考えをお知らせください。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 入札を辞退する事業者から理由を確認することについては、昨今の燃料費や資材の高騰の状況、適切な工期の設定など、発注者側にとっても有意義な意見を聞くことができると思われますので、関係課の意見を聞きながら検討してまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 入札を辞退する理由が分からないのであれば、あまりにも無責任過ぎると私は思います。指名を受けた事業者も様々な理由で、やむを得ず辞退されたことと思います。辞退をされた理由をしっかりと把握し、今後の入札にも反映する必要があると思うので、ぜひ改善していただきたいと思っております。

続いて、2024年4月1日から、建設業では罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されました。上限規制の時間は、月45時間、年360時間で、臨時的な特別な事情がある場合でも、単月で100時間未満、複数月で平均80時間以内、年720時間以内に収めることが必要となりました。

そこで伺います。工事の工期については、昨年までの工期の設定と今年4月からの建設業の働き方改革を踏まえた工期の設定では、当然ながら影響が生じているものと考えますが、市が発注する工事についてどのような変更がなされたのかをお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 建設業の働き方改革により、工期にどれくらい影響があったのかについてお答えいたします。

建設業の働き方改革を踏まえ、今年度より週休2日を確保できるよう発注することを基本としております。いろいろな工事がありますが、土木課が発注する工事を例にいたしますと、土木工事標準積算基準書等における標準工事日数に、週休1日から週休2日に変更することで減少した工事日数を考慮し、必要工事日数の上乘せを行い、工期の設定をしております。影響についてであります。例年3か月程度の工期を設定していた工事であれば、約15日ほどの日数を延長しております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、令和2年中頃から上昇基調に転じた建設資材の価格は、電力料金や燃料費の値上がり、加えて円安の進行による輸入製品の価格高騰、さらには人件費の上昇などを要因として高騰に拍車がかかり、インフレの波は、建設業界にも非常に大きく押し寄せている状況であります。

そこで伺います。資材価格の高騰や人件費の上昇、働き方改革により工期が延びたことなどにより、入札予定価格にも影響が出ていると思いますが、どの程度の金額の伸びとなったのかをお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 資材価格の高騰等による入札予定価格の伸びについてお答えいたします。建設工事の資材は大量にあることから、今回は主な土木資材であるコンクリート製品、アスファルト製品の資材単価及び人件費である労務単価でお答えいたします。令和3年度との比較になりますが、約1割程度上昇しており、工事の予定価格についても、工事によって幅がありますが、価格は上昇しております。なお、金額の詳細はちょっと把握しておりません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 資材価格の高騰や人件費の上昇ということで、これ入札予定価格にも多少の影響が出ているということは理解をいたしました。

令和5年第4回定例会の伊藤雅輝議員の一般質問において、当市の入札契約状況についての質問で、市内に本店を有する建設工事参加資格者数に対し、指名を受けた業者が約3割にすぎなく、同じ業者に指名が偏っていると指摘した際に、一戸副市長は、今後、建設業者選定委員会の規定を遵守しつつ、できるだけ多くの中小建設事業者を受注機会を与えられるよう努めてまいりたいとの答弁がありましたが、その後の入札に関し、副市長答弁を踏まえた改善はされたのかお伺いいたします。

○木村清一議長 副市長。

○一戸治孝副市長 お答えいたします。

指名業者の選定に当たっては、以前も答弁いたしましたけれども、五所川原市建設工事指名業者選定規程にのっとり選定しているところであります。指名業者の選定に当たっては、引き続き関係規則等を遵守しつつ、地域中小建設業者の受注機会を確保できるよう努めてまいります。

ちなみに、令和4年度と令和5年度での工種ごとの比較の集計でお答えしますと、指名業者は約12%増加しております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 私も、多くの建設事業者が落札し、当市の建設産業を支えていただきたいとの思いは同じであり、決して、公共工事に依存するだけではなく、民間工事の受注も含めてこそ建設業を存続させていくことも必要だと考えます。災害が発生した際、インフラ整備や復旧復興に携わる建設産業は、これからもなくてはならない業種であることは明白であります。建設業従事者の高齢化が進んでいること及び後継者不足により、中小建設事業者が事業を畳むことなどを考えますと、このまちを守り、地域経済を循環させてきた建設産業が衰退せず、多くの中小事業者が公共工事に携われることを期待し、入札に関する質問を終わります。

次に、公園についての再質問に入ります。市内の各学校の子供たちや保護者から、遊び場としての公園が少ないばかりか、学校の遊具すら少ないなどの意見があり、遊び場を設けてほしいということでもあります。

1回目の質問に対する答弁で、市の公園についての状況は理解いたしました。これまで、様々な形で遊具の修繕や補修、公園が整備されてきましたが、地域によっては遊具

が撤去され、広場のみの公園になったところもあるようですが、これらの公園の遊具がなくなった理由をお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

公園遊具や施設については、令和3年3月に策定いたしました五所川原市公園施設整備計画に基づき、適切な維持管理及び長寿命化を図りながら、計画的に更新を進めているところです。その上で、劣化が進んだ遊具や年1回の安全点検の結果、危険と判断された遊具については、事故を未然に防止する観点から順次撤去しております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、遊具が撤去されたことに対し、市民の皆様からの意見や苦情、遊具の設置や公園新設の要望がなかったかをお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

老朽化した遊具を撤去するに当たり、令和4年度に撤去しないでほしいとの要望が1件ございました。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 市のほうには、令和4年度に1件あったということですが、私最初にもしゃべったんですけれども、私も子供を持つ親として、小学校のPTAに携わっているんですけれども、いろいろやはり保護者の間では公園や遊具を設置してほしいという要望があったのも、これもまた事実でありました。

次に、市内の各小学校の学区には、児童の遊び場としての公園や遊具が設置されていると思いますが、小学校の学区別における公園数と遊具の数をお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 学区別の都市公園と遊具の数についてお答えいたします。

五所川原小学校学区は2か所で遊具が2基、南小学校学区は6か所で遊具が24基、中央小学校学区は5か所で遊具が14基、栄小学校学区は3か所で遊具が4基、東峰小学校学区は2か所で遊具が6基、いずみ小学校学区は2か所で遊具はございません。松島小学校学区は1か所で、この学区も遊具はございません。

なお、三輪小学校学区及び三好小学校学区については、都市公園はございません。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それぞれの学区で状況が随分違うということは分かりました。例えば松島小学校の学区には、長者森平和公園がありますけれども、これ公園という名前ではありますが、ここは共同墓地ですので、決して子供たちの遊ぶ場ではないはずだと私は理解しております。学区に公園や遊具がないことで、遊ぶ場のない児童がいるということを市は把握していたのでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

遊び場については、様々な場所が想定されますが、今回は都市公園に限定してお答えいたします。都市公園は、子供から高齢者まであらゆる世代が利用できる憩いの場として、人口が密集する地区に多く配置されているため、学区によっては数に差があることは認識しております。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 学区によって数に差があることは認識しているとの答弁ですが、現実に遊ぶ公園がない児童もいるわけであります。学区に公園や遊具がない児童は、保護者が同伴できない放課後や休日を除いた場合、学区外の公園に遊びに行くことはできないと学校から指導されており、子供たちは学校の指導をしっかりと守っております。原教育長さんも学校の先生を務めていたので、同じく指導され、理解しているものと思います。公園や遊具の有無によって子供たちの遊ぶ場に差が出ていますが、子供たちが育っていく過程において、放課後の遊びなども大きな影響があると考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 今回の質問についても、都市公園に限定してお答えいたします。

都市公園においては、放課後に問わず利用できますので、数については把握していませんが、学区によっては遊具のない公園の認識もあるため、放課後の遊び場について関係課と協議しながら、今後の在り方について検討したいと思います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 学区に公園や遊具がない学校の保護者から、学校に設置された遊具で放課後、または休日に遊んでもいいのかとの問合せがありました。教育委員会に尋ねたところ、学校長の判断だということでございでしたが、学区に公園や遊具がない場合には、学校の遊具を増やすことで、子供の遊び場とすることも一つの手段だと思いま

すが、いかがなものでしょうか。もし当市のこれからの公園整備計画があればお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

人口減少や少子化が進む中で、現段階では新たに都市公園を整備する計画はございません。

以上です。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 昨年度の当市に対するふるさと納税の寄附金額は10億円を超え、コース別の寄附金では地域課題解決コースが一番多いわけですが、市で公園や遊具に対する予算が捻出できないのであれば、ふるさと納税を活用することも一つの案だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

議員御提案のとおり、ふるさと納税を活用した遊具整備は、子育て環境の充実に寄与するものと認識しております。現在全ての都市公園に遊具を整備する計画はございませんが、公園の利用状況などを踏まえ、関係課と協議しながら検討してまいりたいと思います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 これまで公園の遊具については、様々な事故等がニュースで報道され、遊具の管理者の責任問題に発展しており、全国的に遊具が減少しているのが現状であります。しかし、遊具を設置することで子供たちが外で遊べる環境が増え、基礎体力の向上にもつながるのではないのでしょうか。

本来、学区によって子供の遊び場に差があることに子育て世代として納得いきません。先ほどの答弁では、公園の利用状況などを踏まえて遊具整備を検討していくとのことでしたが、遊具のない公園で遊ぶ子供たちが少ないのは当然であり、最低でも学区に1つは遊具付きの公園が整備されるべきだと私は思います。どの地域に生まれても、子供たちが健やかに伸び伸びと遊べる環境が整備されることを期待し、五所川原市における公園に関する質問を終わります。

次に、小中学生の自転車利用時の安全対策について再質問させていただきます。令和5年第3回定例会で小中学校の通学時における児童生徒の事故について質問をした際に、中学生の自転車通学に起因する事故が令和2年度から令和4年度まで7件発生した

との答弁がありました。過去3年間における自転車通学以外で発生した児童生徒の自転車事故件数についてお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 自転車通学以外での児童生徒の自転車事故件数についてお答えいたします。

令和3年度から令和5年度までの過去3年間の事故件数は、小学生は令和3年度1件、4年度1件、5年度1件の計3件、中学生は令和3年度1件、4年度1件、5年度0件の計2件、合計で5件となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 小中学生の放課後の移動手段は、徒歩か自転車であります。車を運転していると、自転車が非常に危ないと感じることがあります。小中学生は、体格の差も激しく、運動能力や反射神経も個人差が大きいと思います。公道で自転車を乗るときの注意点や安全確認などについて、学校で交通安全教室が開催されていたものですが、子供たちの安全を考えると、まずは必要なことを教えることが最も重要なことだと思います。

そこで、学校における安全教室の開催状況についてお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 小中学校における交通安全教室の開催状況についてお答えいたします。

市内全ての小中学校において、交通安全教室を1年に1度は実施しております。また、講師として警察や関係機関の方を招いて、交通安全教室を実施している学校もございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 自転車に乗ることが許可されているのであれば、必ず年1回の安全教室を開催していただきたいと思います。学校任せにしないで、「子育てするなら五所川原市で」というキャッチフレーズだけではなく、教育機関とPTAも巻き込んで、子供たちを安全に育てていく方法を考えてほしいと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

交通安全活動を学校のみならず、教育委員会やPTAと連携し実施していくことは、保護者や地域の交通安全に対する意識を高める上でも、大変重要なことだと考えており

ます。現在P T A主催の朝の交通安全活動を実施し、交差点の通行の仕方や自転車の乗り方などを指導したり、通学路の危険箇所の確認をしている学校も好事例としてあります。

教育委員会としては、様々な取組を各学校へ紹介したり、学校とP T Aが一体となって交通安全活動を推進したりできるように支援していくことが大切だと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、自転車用ヘルメットの着用が青森県全体で低く、本市としても見る限りヘルメットの着用が低いと思われませんが、本市のヘルメット着用に対する啓発活動をどのように行ってきたのかをお知らせください。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 令和5年7月に警察庁が実施いたしました自転車用ヘルメットの着用率調査によりますと、全国平均13.5%に対し、本県は2.5%と低い結果となっており、市町村別の着用率は公表されていないものの、本市も同様の状況であると推測をしております。

本市といたしましては、事務局を務めます五所川原市交通安全対策協議会において青森県交通安全県民運動推進要綱に基づき、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を令和6年度の重点推進事項の一つに掲げており、春、秋の全国交通安全運動に合わせました早朝街頭指導の際に、通勤通学者へ自転車用ヘルメットの着用を含めた交通ルールの遵守を呼びかけるほか、市広報や市ホームページなどを活用し、啓発を行っております。

今後とも地域の交通実態に応じた独自の交通安全運動と併せ、自転車用ヘルメット着用率の向上に向けた取組を実施してまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 昨年、中泊町において、子供の自転車用ヘルメットの購入費の助成が行われ、昨年の7月には五所川原市連合P T Aでも、本市におけるヘルメット購入費の助成の要望がありました。私も市連合P T Aの役員として要望に参りましたが、中泊町でヘルメットの購入費の助成における応募した件数が当時で1桁しかなかった。本市としては、子供よりも高齢者のほうが着用率が高いと伺い、これは年齢に限らず考えていかななくてはならないと市長より発言がありました。この要望に対しては、残念ながら補助事業が開始されませんでした。再度伺います。この要望について、1年近くたちますが、現在教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

警察庁の調査データでは、自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っており、頭部を守ることが重要になりますが、先ほどお答えしたとおり、市内中学校の通学時のヘルメット着用率は約2.2%と低い状況となっております。そのため、現在各学校において、学校通信や参観日、交通安全教室等を利用して、日常的にヘルメットを自主的に着用するように、保護者を含めて周知しているところでございます。

これまで、自転車用ヘルメット購入への助成について検討してまいりましたが、まずは着用について学校及びPTAと連携を取りながら、啓発活動に努めてまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今年の10月から、県から子育て支援の市町村交付金が配分されますが、その交付金を活用した支援事業を当市で実施する計画はあるのでしょうか。まだ検討の余地があるのであれば、小中学生のヘルメットの購入費の助成を検討してはと考えますが、市長、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 県が今年度新たに創設した学校給食費等に係る交付金の活用についての御質問でございましたので、私のほうからお答えいたします。

当該交付金は、県内での学校給食費の無償化事業が最優先とされておりますけれども、学校給食費だけでなく、子供の医療費無償化をはじめ、様々な子育て費用の無償化事業に活用することができます。

議員御提案の児童生徒のヘルメット購入への助成についても、当交付金の活用は可能と思われませんが、交付金の活用については、そうした子育て世帯の負担軽減に資する取組が日々考えられる中で、来年度以降の継続性というものを考慮しながら、将来にわたって子育て支援に資する事業を現在検討しているところです。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 市長からも、「子育てするなら五所川原市で」とキャッチフレーズをうたわれておりますので、ぜひ市長からもその辺の意見を伺いたしたいと思います。市長よろしくをお願いいたします。

○木村清一議長 いいですか。市長。

○佐々木孝昌市長 実際ヘルメットの助成については、和田議員もPTAの会長と一緒においでになりました。今財政部長が言ったように来年度以降の継続性をまず考慮しながら、どういうものに助成、無償化をしていくかということが大事だと思っております。

そして、ヘルメットの着用率の向上についてですけれども、実際今一番高いのが愛媛県です。愛媛県は、高校生が通学時に自転車の事故が多発をしてということで、これは県のほうで全ての高校生に対して、ヘルメットの着用100%を推進するというので、無償で支給をして、間違いなく中学校、小学校は愛媛県は今100%です。

今現在青森県でいくと2.5%と、新潟に次いで47都道府県で低いわけですが、ヘルメットの着用率を上げるためには、これPTAにもお願いしたいんですけれども、まず親からかぶってください。親がかぶって、自転車に乗るときはヘルメットをかぶらなきゃいけないと、自分の親も、おじいちゃん、おばあちゃんも自転車に乗っているとしたらかぶると。要は、自転車に乗るとき、当たり前ヘルメットをかぶらなきゃいけないという雰囲気をもつて我々大人がきちっとつくりたいというところは、多分中学校は今髪型がどうのこうの云々で、なかなかかぶりません。まず、ヘルメットの着用率を伸ばすためには、大人から着用して、かぶらなきゃいけないという雰囲気をつくりながら、やはり子供たちにヘルメットをかぶる啓蒙をしていくという運動を私はすべきだと思っておりますので、その辺PTAのほうも学校と協力しながら、そちらの対応もお願いできればお願いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 自転車の事故は本人が気をつけていても、例えば歩行者との接触、自動車との衝突など、いろいろなケースで発生する可能性があります。自らの命を自らで守るためには、備えあれば憂いなしとの言葉と同様に、自転車の運転の際はヘルメットの着用がまずは第一と考えます。

今回は子供たちや子育て世代の声を代表しての質問でしたが、真に「子育てするなら五所川原市で」と誇れることを願い、私からの一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

次に、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、そしてネット中継を御覧の皆様、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。今回も、私毎回言っていますけれども、市民の声を背に、そして市民目線で、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。まず、いつも言っているんですけれども、できるだけ分かりやすく市民の皆様にもお伝えし、そして理事者の皆様にもお伝えしようと思っておりますので、少し説明が長くなるやもしれません。御了承願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まずは、通告の1点目

でございます。バイオマスを活用した取組について質問したいと思います。現在農林水産省のホームページを見れば、様々なバイオマスの活用の推進を図っていることが分かります。このバイオマスとは、環境に優しい資源、生物から生まれた資源、要は木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物などの様々なものが資源として活用されています。また、バイオマスは燃料にして発電したり、熱を供給するなど、バイオマスエネルギーとして利用することもできます。このような資源は、その多くが地域の農村、漁村に存在しているため、その利活用で地域に新しい新エネルギー産業を生み出すことが期待されています。

平成14年12月に閣議決定されたバイオマス・ニッポン総合戦略では、平成23年4月末までに300を超える市町村において、バイオマスタウン構想の策定が進められてきました。その後平成25年からは、農林水産省以外にも、経済産業省を含む7府省と連携し、バイオマス産業都市が推進されてきています。約20年前のバイオマスタウン構想に手を挙げてきた自治体は、様々な地域内循環型事業を立ち上げ、雇用の創出による地域内活性化策に取り組み、現在はバイオマス産業都市として国に選定されてきている自治体も多くあります。

また、バイオマスをまちづくりや歴史的資源に活用し、観光需要に結びつけている例もあります。例えば私が以前図書館の質問で紹介した岩手県紫波町のオガールでは、木質バイオマスの処理工程を観光資源として施設内で紹介し、駅前にあるバイオマスステーションの建物を見せる建築物として活用しています。また、同じく岩手県の小岩井農場、農場内の木造牛舎など21棟の歴史的重要な文化財とともに、家畜排せつ物や食品残渣を利用した敷地内のバイオマス発電施設を観光、見学ツアーに組み込んでいます。

私は、前回の一般質問でも十三湊のガイドブックを紹介しましたが、歴史的な観光資源も豊富な市浦村は、平成17年2月10日に国内でも先進的なバイオマスタウン構想の事業を策定し、国の第1号のモデル指定を受けています。その後、たとえ飛び地であっても、市浦村は広域合併の道を選び、この事業の成功を願い、市浦地域の再生と活性化のため、同年3月28日に合併した新五所川原市へこのプロジェクト事業が委ねられています。

しかし、新五所川原市誕生後、市の議会常任委員会においても、事業採択となったにもかかわらず、その事業着工の実施は行われませんでした。この事業が実施されていれば、人口減少、過疎化が進む現在の市浦地域の風景も違ったものになっていたかもしれません。

ここで質問します。当時、国の第1号のモデル指定を受けたにもかかわらず、なぜこ

の事業は実施されなかったのでしょうか、質問します。

通告の2点目でございます。市民と行政内のウエルビーイングについてでございます。近年、自治体運営の最上位目標として、ウエルビーイング、これは継続的幸福や、心と体の健康や幸福度という意味ですが、その向上を掲げる自治体が増えてきています。要は、行政内で幸福度を高めていけば、それが市民サービス、市民への幸福度につながるという考え方です。

国の経済政策実現に向けた成長戦略の一つ、デジタル田園都市国家構想の中で、デジタル実装に取り組む自治体に補助金を交付した際、対象自治体にはウエルビーイング時間計測を義務づけました。それにより、近年自治体ウエルビーイングが加速したと言われています。市民サービスにつながる行政内ウエルビーイングについて質問してまいります。

まずは、人事評価制度についてでございます。この人事評価制度という言葉、市民の皆様はなじみのない言葉かもしれません。これは、職員の働きぶりやパフォーマンス、スキルを評価し、給与や昇給などに反映する仕組みのことです。また、職員の人材育成ツール、勤務意欲の向上、そして最終的には住民サービスの向上、住民の幸福度へとつながることを目的としています。

市のホームページでも、人事行政の運営等の状況の公表についてとして資料が公開されています。評価スケジュールを見ると、1年間をかけて評価していくことが分かります。評価をされて、給与や昇給に反映されれば、職員の皆様のモチベーションも上がると思うのですが、この評価は上司が下の職員に評語の付与、簡単に言えばS、A、B、C、Dというような評価ランクをつけています。このランクにより、どのように給与昇給に反映されているのでしょうか。

要は、現在市が行っている人事評価制度は、これは人材育成ツールの役割とは別に、職員のやる気、モチベーションの向上、頑張れば報われるんだといった行政内の環境づくりにつながっていると考えているのでしょうか、質問したいと思います。俗に言う行政内のお堅い文言は出てくるかと思いますが、できるだけ分かりやすく答弁していただければ助かります。よろしく願いいたします。

通告3点目でございます。駅前再開発についてでございます。先日、商工会議所が市に提出した駅前周辺の活性化に向けた要望書の中では、アンケート調査の結果、43.5%の方が交通機関を利用する際に不便を感じる、また周辺駐車場の確保といった交通機関の利便性向上を求める意見が多くあると伺っています。また、3月16日の新聞紙上でも、東側、一ツ谷方面を結ぶ連絡通路、また周辺駐車場整備が必要であるとの記事が紹介さ

れていました。

令和3年第7回定例会の駅前整備に関する私の一般質問の中で、いわゆる東西を結ぶ自由通路の要望では、駅裏の住民、高齢者の皆様から、ぜひ市長に伝えてほしいという言葉も当時入れさせていただきましたが、駅前方面へ抜ける踏切が非常に不便であり、危険であるという声を代弁させていただきました。画像をお願いいたします。画像で再度指摘をしたいと思います。駅北側にあるJR五能線と津軽鉄道をまたぐ旭町踏切の様子でございます。こちら遮断機、警報機のない通称第4種踏切となっております。このように遮断機もなく、距離も非常に長いんです。十数年来このように整備もされていないものですから、踏切内に段差が生じ、足腰が悪く、視力も衰え、高額である補聴器も買えずに耳の聞こえづらい高齢者にとっては、非常に危険な踏切とされています。

また、今年4月6日には群馬県高崎市において、9歳の女兒がこの第4種踏切で、列車にはねられ死亡をするという事故が発生し、近年事故発生割合が増えている、全国に2,408か所ある第4種踏切の整備推進の機運が高まっています。しかし、遮断機の設置には約1,000万円と言われる設置費用は、地方鉄道の財政難もあり、進んでいない状況です。画像を終わってください。ありがとうございます。

また、子育て世代のお父さん、お母さんからは、駅前に関する要望として、朝夕の通勤、通学時に駅前の路上駐車が後を絶たないですと。特に冬場がひどいみたいですけれども、送迎の一般車両以外にもバスが横づけし、道路の幅も狭まり、いつ事故が発生してもおかしくない状況です。交通結節点である駅前の広場、駐車場整備、早急にしてほしいという声も多数いただいています。

同時に、駅南側方面に居住する皆様からは、鎌谷町の踏切が鱒ヶ沢方面へ向かう列車の遅れにより、延々遮断機が上がらず、周辺の渋滞を引き起こし、結局列車にお子様に乗れずに、市外、例えば悪天候の中、弘前の高校まで送迎しなければいけないということが何度もあるそうです。そういうときに、駅裏の駐車場と自由通路があれば助かるんですとの要望、こちらも多数いただいております。

令和4年10月28日の中央公民館の住民懇談会でした。佐々木市長は、市民から駅に関する質問に答える形で発言されています。高齢者が多いので、五所川原駅にエレベーターを設置してほしいとの要望を多数いただいている。その都度、五所川原駅長を通じてJR秋田支社に話をしているが、残念ながら五所川原駅を無人駅にする話も出始めていると発言されています。確かに現実には、五能線の年間赤字は38億円と言われ、五能線の利用者は年々減少し、存続のための課題が多くあると言われていています。

よいデータもあります。野村総合研究所が発表した調査レポートによれば、観光列車

リゾートしらかみを目当てに訪れる観光客は年間10万人、沿線自治体に対する経済波及効果は年間約30億円とされています。市長が会長を務める五能線沿線連絡協議会の中でも、新たな観光コンテンツ、情報発信により、交流人口を増やしていく取組が紹介されています。

令和6年5月16日の新聞紙上では、駅前地区の地権者が協議会を立ち上げ、初会合を開いたとの記事が掲載されていました。この動きは、地権者が土地を賃貸し、ホテル事業者が上物を建設するといった場合に適用される国の補助事業、優良建築物等整備事業等を活用する動きの一つだと思われます。そのような動きから、大手のホテル事業者からの問合せもこれからかなり出てくるのではないかと考えられます。

質問します。市民から要望のある駅舎を中心とした整備は、JR東日本の協力が不可欠です。高齢者や子育て世代、市民を含めた駅利用者のさらなる創出や観光需要の掘り起こし、ホテル建設により、駅周辺の交流人口増加の可能性をJR側に示し、話合いの場を第一歩としてつくっていけば、官民が連携したにぎわい創出の駅前再開発につながるのではないのでしょうか。市の今後の取組についてどのようにお考えでしょうか、質問したいと思います。

以上、通告3点に関しまして、理事者側の誠意ある御回答をどうかよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○鎌田 寿財政部長 旧市浦村のバイオマスタウン構想について、なぜその事業が実施されなかったのかについてお答えをいたします。

旧市浦村では、バイオマス資源の活用が地域活性化の有力な戦略になり得るとの考えから、平成16年度にバイオマス事業に係る調査を行い、平成17年2月に国からバイオマスタウン構想の認定を受けたものであります。同構想は、市浦地区にある製材所から出る廃材を使ってガス化発電事業を行い、その電気と熱を公共施設で利活用すると。まずは、それを手がかりに、さらに事業展開しながら、将来的には市浦地区においてエネルギーの地産地消を図るというものでした。

合併後の新市において、そのガス化発電事業を将来にわたり継続的に運営していくための製材所から出る廃材の確保や供給体制、発電の事業主体の確立、また事業採算性等について検討しましたが、確実な事業実施というものが見込まれなかったために、事業実施には至らなかったものであります。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 人事評価制度についてお答えいたします。

人事評価制度は、職務を遂行する過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を的確に把握し、評価することで、職員の人材育成、勤務意欲の向上を図るとともに、能力、実績に基づく人事管理等を進めるために行っております。

評価制度の構成として、職務を遂行する上で発揮された能力を評価する能力評価と、各職員が立てた業務目標の達成度を評価する業績評価がございます。評価結果については、S、A、B、C、Dの5段階から選択し、評価しております。評価の目安ですが、5段階のうちBを通常の基準とし、能力評価として当該職員にふさわしい能力がおおむね発揮されている場合、業績評価として目標がおおむね達成されている場合には、それぞれBとして評価することになっております。

人事評価結果の給与等への反映については、分限処分や懲戒処分、勤務状況等による反映を除き、各年度の業績評価の結果を次年度の勤勉手当に、能力評価及び業績評価の結果を次年度の昇給に反映させております。

当市では、人事評価制度を人材育成、組織管理ツールとして位置づけ、評価者である管理職との面談等を通じて、職員がその能力を有効活用することにより、組織全体のやる気やモチベーションの向上につながっているものと認識しております。人事評価制度につきましては、必要に応じて改善するものと考えておりますので、引き続きよりよい制度の構築に努めてまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 駅前周辺のにぎわい創出に向けた市の今後の取組についてお答えいたします。

当市では、令和6年3月に五所川原市商工会議所から提出された駅前周辺の活性化に向けた要望書を踏まえた上で、中長期的な視点から五所川原市中心市街地活性化ビジョンと称して、駅周辺を含む中心市街地の今後のまちづくりの方向性と将来の姿を令和6年度内に示すこととしております。

なお、ビジョン策定に当たりましては、今後学識経験者や関係機関、市民などで組織する五所川原市都市計画審議会において議論していくこととしており、JR東日本秋田支社も参画することから、駅舎等を含め、様々な意見をいただきながら作業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。再質問をしていきたいと思っております。

通告の1点目からでございますけれども、市浦村のバイオマスタウン構想、これ古い事業ですので、なかなか私の質問で、担当課もこの資料を探すのも大変だったんじゃないかなと思います。私も、なぜこの事業が実施されなかったのかということのをいろいろと調べたんですけれども、その中で、当時この事業の策定に御尽力された市浦村の村長さん、合併後の初代教育長を務められた高松隆三さんの著書に、その詳しい経緯が掲載されています。少し本人の声を紹介したいと思います。国内第1号のこの指定には、農林水産省大臣官房環境政策課の藤本資源循環室長さんに特別にお願いして、ほかの省庁との持ち回り決裁をしていただき、国が全額負担するというモデル事業の指定を目指すことにした。

しかし、申請段階で総事業費約5億5,000万円のうち、土地造成費や熱処理施設などの約7,000万円は地元で負担してほしいという要望が出され、この地元負担に当時の市長、助役、担当職員は理解を示さなかった。仮に7,000万円の地元負担があっても、その負担率は12.7%であり、国の負担率が87.3%だと。合併特例債が使え、今どきこれほど恵まれた事業はなかったんだ、要は新五所川原市はこの事業を捨てたんだと。当時の市役所の担当者は、バイオマスについては全く関心もなく、情報もなく、やる気もなく、やらないための理由探しをしているように思えたとおっしゃっています。その後、教育長は途中でお辞めになるんですけれども、その経緯、この著書に詳しく、面白く書かれていますので、図書館で借りられますので、ぜひ市民の皆様、興味のある方、探してみてください。

私、以前一般質問の中で、地域内の稲わら有効活用をどうするんですかという取組について質問しました。その後、稲わらの地域振興に関しては、五所川原市が事務局となる五所川原アグリファームズ協議会が令和6年4月1日に設立されています。その協議会資料の中を読むと、取組方針の案の中では、地域における稲わら、もみ殻等の未利用資源を持続的かつ効果的に活用する取組を推進すると。農業者をはじめ、民間企業や関係機関との連携体制の構築と、地域の脱炭素、環境負荷軽減や地域振興等に寄与することを目的とすると書かれています。

ここで質問したいんですけれども、私今回のこの質問をするに当たり、当時の市浦村のバイオマスタウン構想に関わった皆様取材をし、当時の思い、喪失感を様々伺う中で、今回の協議会の設立をきっかけに、稲わら、もみ殻の有効活用のみならず、市浦地域はもちろん、金木や旧五所川原地域のバイオマスを活用した活性化策に結びついてほしいと思うわけです。国が推し進めるバイオマス産業都市構想の選定地域へ、五所川原市が近い将来手を挙げていただくことも、近隣自治体が手を挙げる前に必要だと私は思

いますし、せっかくこの協議会が設立されたのですから、今回こそ市のやる気を見せてほしいと思います。バイオマスを活用した事業展開、展望をどのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 五所川原アグリファームズ協議会及び稲わら、もみ殻等の未利用資源のバイオマス活用についてお答えいたします。

議員からの御質問にもあったとおり、今年度初めに稲わら、もみ殻を持続的かつ効果的に活用する取組を多様な事業体と連携しながら推進し、地域の脱炭素化や環境負荷軽減を目指す五所川原アグリファームズ協議会が設立され、市も行政として、また稲わらの有効活用事業の実施者として、協議会のメンバーとなっております。

バイオマス活用を視野に入れた具体的な事業内容や実施スケジュールにつきましては、今後協議会での勉強会や情報収集等により、知見を深めてから決めていくことになるかと思われませんが、当市には稲わら、もみ殻のほか、リンゴの剪定枝など、農作物由来の未利用系バイオマスが存在し、将来的にはこれらの活用が期待されるものです。協議会の活動がエネルギー利用の実用化や民間事業者の取組につながるよう、フォローしていきたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。まだ始まったばかりの協議会でしょうから、ぜひ市のほうでフォローしていただければと思っております。

私、今回約20年前の市浦地域の話をしました。前回の一般質問でも、鯨御殿の改修について質問し、理事者側の答弁こうおっしゃっていた。鯨御殿も含む脇元海辺ふれあいゾーンに関しては、積極的な改修は行わずに、この3年間の間に集約、縮小する方向で議論を行っていると言われています。この答弁は、市浦住民にしてみれば非常にびっくりする話だと思うんです。住民の合意形成も行っていない中で、方向性が既に示されています。

また、私は前回、消滅可能性自治体の話をしました。その後、新しいデータは更新されていますが、市浦地域は人口減少が進み、現在約1,700人ぐらいです。五所川原市は、市浦地域にこそまずは地域活性化策を考え、手を差し伸べるべきではないのでしょうか。

市浦村バイオマスタウン構想の中には、バイオマスを活用した高品質の循環型農業生産がうたわれていました。その中には、平成3年にトマト査定会で品質が国内1位となり、県外でも売上げが初めて1億円を超えたと当時ニュースになっていた市浦トマトが含まれています。画像をお願いいたします。こちらは、以前市浦地域を走っていたスク

ールバスです。側面にトマトが描かれた、通称トマトバスと呼ばれていたそうです。これは、市浦の子供たちが村の誇れるものをプリントしたバスが、中学校の県大会や県外遠征に活用されていたそうです。

ちなみに、この市浦地域にトマト栽培を当時広められたのは、前市議会議員の花田進さんです。先日、地元の方に御意見を伺った際に、トマトを広めていただいた花田さんは、地元にとって神様みたいなもんだと、感謝してもし切れないとおっしゃっておいりました。

ここで1つ質問しますが、子供たちがこの地域の誇れるものを紹介し、交流する友好市町村小学校交流事業が令和元年を最後に終了しています。これは、地域間交流と地域活性化のために、昭和63年に市浦村と歴史的なつながりのある北海道の上ノ国町とが結んだ友好町村締結、その協定が始まりです。この協定は、合併後の新市誕生以降、現在もこれ継続されているものでしょうか、質問します。画像を終わってください。ありがとうございます。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 お答えいたします。

北海道の上ノ国町と旧市浦村は、津軽安藤氏の流れをくむ両町村が友好親善を深め、相互の繁栄と進展に寄与するために、昭和63年11月に友好町村の協定を締結し、児童生徒による相互訪問や民間レベルでの交流がなされていたところでした。平成17年の市町村合併に際し、友好都市協定については新市に引き継ぐとしており、現在も継続しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。現在も引き継いでいると、ただ子供たちの交流事業に関してはもう終了していると。ちょっと担当課からその情報をいただいたんですけども、令和3年に上ノ国町からこれで最後にしたいと、児童の数も減ってきていて、同じく令和3年3月17日ですか、両教育長が電話会談でその経緯を話し合っていて、結局はそれを終わりにしようと、そういう話で終わったそうですけれども、私は子供たちが減ってきている今のこういう時代だからこそ、そういう歴史的なつながりというのはすごく重要だと思うんです。ぜひそういうことを大切にしながら、今締結生きているという話ですけども、子供たちのみならず、市と町の間での交流、当初災害協定も結んでいたんです。そういうことを更新されていないので、ぜひその辺もこれから取り組んでいただければと思っております。

交流に関してちょっと一言言わせていただければ、上ノ国町の夷王山という山にキャ

ンプ場があって、そこで毎年大規模なコンサート、ライブをやっているそうです。30年ぐらい前になるんですかね、そこで、すぐ隣が函館ですので、地元のGLAYというロックバンドがライブを行ったと。市浦村の職員も行ったそうです。そういう交流があるんだと。我が会派の秋田議員の娘さんは、バンドをやられていて、もうメジャーデビューされて、ロックインジャパンフェスなんかにも出ています。例えばそういう音楽の交流、そういうものを取り組んで、市浦に姫神さんですか、来ていたこともありましたが、そういうやっぱり音楽の地域間交流というのは、私は必要なんではないかと思えますけれども、担当課のこれからの取組に大いに期待をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

ちょっと話がそれましたけれども、市浦の誇れるトマトの背景、そして上ノ国町、現在国内でもバイオマス循環型のトマト栽培を行う取組がすごく増えてきているんです。例えば竹林を活用しているとか、ぜひネットでググってください。

今むつ市で、上ノ国町の株式会社寅福さんという企業が海外の技術を導入した大規模なトマト工場を稼働しています。この株式会社寅福は、平成26年の創業、令和元年に町が約8,000万円を助成し、数年後の令和3年には売上げ目標の3億円を超え、実は5億円を超えるような状況だそうです。トマトの収穫量も国内最高水準となり、従業員も100名と地域経済の活性化に寄与しています。

ここで質問しますが、市浦と上ノ国町との歴史的背景、日本一のトマトを生産していた背景、バイオマス産業の推進を考えたときに、市浦地域にこそこのような世界最先端のトマト工場の誘致を、もちろん行政として販路というものを確保して示した上で、これから検討していくことも必要ではないでしょうか。そうすれば、市浦地区周辺の、今別辺りは本当に人口減少が進んで、高齢化が進んでいます。小泊であるとか車力、お隣の中泊からの雇用が生まれ、若者が移住定住し、県外に出ても、また帰ってくるような活性化につながる地域づくりができるのではないかと思うんですけれども、この地域活性化策についてどのようにお考えでしょうか、質問します。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 地域の雇用の増加や活性化への取組についてお答えいたします。

藤森議員から御紹介のあったむつ市の事例は、トマトの温室栽培にバイオマスボイラーを活用することで、CO₂の発生量をトマトの光合成で吸収する量が上回るカーボンマイナスの実現を目指す取組として、グリーントランスインフォメーションの推進と雇用拡大を伴う地域活性化に資する事例だと認識しております。

当市といたしましても、地域活性化への取組は重要課題であり、これまで地域の雇用

拡大策として主に製造業を中心に企業誘致に取り組んでまいりました。現在市浦地域と金木地域には、市の施設を利用した誘致企業が1社ずつあり、当市のほか、近隣の町も含め約50名を雇用しております。また、五所川原地域では、漆川工業団地を中心に製造業等が立地して生産活動を行っている状況にあります。

議員から御紹介があった事例は、トマト栽培を軸とした活性化策ですが、当市は米、リンゴ、シジミなど、それぞれの地域で産物に恵まれておりますので、1次産業と2次産業、また地域の特性を生かした活性化策を探り、雇用の拡大と若者の定住につながるよう努めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。私、先ほど前市議会議員の花田進さんの話をしました。市浦地域の皆さんが神様みたいなものだという話をしたんですけれども、私のじい様とばあ様がマルキデパートの隣で床屋を営んでいて、なかなか売上げが上がらなかった。当時、市浦村の皆様がお客さんですごく来ていただいたんです。亡くなりましたけれども、じい様、ばあ様が言うておりました。市浦の皆様、神様だと、感謝しかないと、そういう話をしていたんです。ぜひ市浦地域の活性化策をこれから取り組んでいただければ、五所川原全体ですけれども、どうかよろしく願いいたします。

続いて、通告2の再質問に移らさせていただきます。人事評価制度に関して、いろいろと答弁をいただいたんですけれども、難しい文言が、ちょっと堅い文言が出てきて、なかなか私も理解できない部分もあったんですが、SランクとDランクという話があったんです。その間にA、B、Cとあるんですけども。このSランクとDランクのみが給与や昇給に反映されると思うんですけれども、例えばこれが反映されている職員というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。どのぐらいいらっしゃるものですか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 人事評価の給与等への反映については、人事評価以外の要素として、分限処分や懲戒処分、勤務状況等による反映もあることから、人事評価結果がそのまま反映されるものではありません。

その上で、平成29年度から令和5年度までの期間で、人事評価結果がS評価またはD評価で、給与や昇給に反映された職員については、S評価では若干名、D評価ではなしとなっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 数年間にわたるデータかと思うんですが、S評価が若干名という

ことです。今若手の係長以下の職員が行財政改革推進チームをつくっています。プレゼンを行っています。市長、副市長も御覧になっていると思うんだけど、これ令和2年から令和3年にかけてと令和4年の2回、今言った人事評価制度についてのテーマが出されていて、改革してくださいというようなことを皆さん取り組んでいるんです。その資料を見ると、こう書かれています。人事評価制度の現状として、これは人事課が提供したしっかりとした資料かと思えます。令和2年度の評価実績が出ています。これを見ると、S評価が0%、D評価が0%であると。こうも書かれています。B評価が全体の90%、A、B評価を合わせると約99%を占めるという結果が示された。当市においては、AからCの評価については、給与に全く影響がなく、昇進や人事異動にもどの程度影響があるかは職員にも知らされず、開示もされていないと、現状の人事評価制度は正しく機能していないとされているんです。

私も思うんだけど、結局現在の人事評価制度では、果たして職員のやる気、幸福度につながっているかと問われれば、つながっていないんじゃないかと思うんです。ちょっと聞き取りをして、いろいろと調べてみると、これ実際に1年間をかけて評価し、課長が部下と面談し、部長がそれを精査していると思うんです。これは、1階の例えば民生部局であるとか福祉部局は、職員相当多いですよ。かつ、年間にわざわざ東京から講師を呼んで、講習会を何時間もやるんだと、次の年もやると。行政業務に集中したいが、時間を取られて、作業効率が非常に悪くなると思うんです。しかも、給与、昇給につながらず、評価が出るのが、ホームページを見れば2月の期末面談が終わってからですので、3月中旬ぐらい。プレゼンでも指摘されているんですけど、人事異動にも反映されていないんじゃないかと思うんです。

現在の市の人事評価制度では、職員が自己評価、これびっくりしたんですけど、自分で自分を評価するらしいんです。その上で、上司が評価をする、一面的な視点での評価です。

現在の制度の課題の克服のために、近年360度評価を導入する民間、自治体が増えてきています。これ何かというと、現状の上司から職員に対する一面的な評価ではなくて、その職員の上司、同僚、部下、私は外部の民間との付き合いのある担当課によっては、外部も入れてもいいと思うんだけど、多面的な評価をすることで、平等に評価され、頑張っている職員には給与や昇給に反映されて、職員のやる気につながる仕組みづくりが必要ではないかと思うんです。

もちろん360度評価というのは、デメリットもあります。時間取られるんです、準備に。職員の負担も増えると言われていています。そういう課題を克服すべく、今様々な自治体が

ウェブ360というフィードバックサービス導入しています。これ簡単に言えば、事務負担のクラウドサービス、かつ導入コストも安いために、民間、行政問わず1,000社以上が導入してきています。例えば民間で言えば、東北で言えばアイリスオーヤマさん、結構ほかの同業他社から職員を雇い入れて、斬新な商品開発、製品開発をして、近年もすごく業績が伸びているんです。斬新なCMをどんどん打っています。ここが360度評価を取り入れて、職員のモチベーションを上げて、業績に反映させてきているわけです。

やり方は様々あるでしょうが、これからはこのような360度評価のような多面的な評価を導入して、人事、給与、昇給につながり、職員のやる気、モチベーションにつながることをやるべきではないでしょうか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 議員御提案の360度評価については、多面評価として、通常の上司からの評価に加え、部下、同僚、関係職員など、多くの角度からの評価を受け入れることで、客観性を欠いた恣意的な評価を排除するなど、人事評価結果の納得感を高めるための手法の一つとして認識しております。

当市におきましては、人事評価結果の納得感を高め、また人材育成の観点から、上司が責任を持って評価する仕組みとなるよう、評価者研修を期首、期末の2回に分けて実施しているほか、面談の義務づけや評価結果のフィードバック、苦情処理制度など、人事評価を適切に運用するよう努めてきたところであります。

人事評価制度の目的は、公務能率を高め、住民サービスの向上につなげることでありますので、他自治体での取組なども注視し、よりよい人事評価制度の構築に努めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。やっぱり改善すべき部分が多々あると思うんです。私、今一般質問の中で投げかけましたので、ぜひ行政側でもんで、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、昼休み時間の消灯について質問したいと思います。これ市民の声として私指摘を受けているんですけれども、市民の皆様はお昼時間に、市役所に用事足しに来ると思うんです。たくさんいらっしゃると思うんです。昼休み時間に、職員が消灯した中で昼食を食べているのは、異様な光景だと言われるんです。ある市民の方は、いやいや、省エネのために努力しているねと、市役所は頑張っているね、よい意見、悪い意見、様々あると思うんです。

私は、たかだか1時間の消灯をして節電に取り組むのであれば、LED照明です。全

館、朝から晩まで集合照明を半分にする、3分の1にする、変圧器というんですか、そういう整備必要らしいけれども、それをずっと1年間、何年も続けたほうが、よほど電気料も削減になるし、省エネになると思うんです。3階薄暗いです、お昼時間。2階に降ります。真っ黒なんです。そういう中で、職員の皆さん、昼時間というのはプライベートな、リフレッシュする時間じゃないですか。そういう時間を暗い中で、食というのはやっぱり目で見て楽しむものでもあるし、昼時間はやはりリフレッシュして、次の午後からの市民サービスに取り組む、そういう気持ちが必要だと思います。お昼休みの消灯に関して、私は改善したほうがよろしいかと思うんですけれども、いかがお考えですか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 令和4年7月1日から9月30日まで、猛暑による電力安定供給の見通しから、政府より節電要請が発出されたことに伴い、昼休み中の執務室内の不要な照明を消すなどの取組について、職員に協力をお願いしておりました。その後も電気料金的大幅な値上げを受け、引き続き無理のない範囲での節電、省エネについて取組を継続してきたところです。

一方で、昼休み時間の職員の居場所として、バックヤードの打合せコーナー等を用意しているものの、数は限られているところです。今後とも執務室内の消灯については、節電、省エネとともに、市民や職員に配慮してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 春から庁舎に勤められたある方の親御さんとちょっとお話をする機会があって、お昼時間真っ暗でびっくりしたと。若い頃からそういう真っ暗な中で食事をして、メンタルに影響あればどうするんでしょうか。心の病を発症したらどうするんですか。誰が責任を取るんでしょうか。重要です、消灯の中、食事をするというのは。改革案をぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

多様性を重視した職場づくりのための服装の原則自由化について質問します。3月に青森県も、5月から10月までのクールビズ以外の年間を通して、相手に不快感を与えない服装であることを前提に、ノーネクタイ、ノージャケット、そしてポロシャツ、フリースなどのより動きやすい服装を認める取組を始めています。この服装の自由化は、全国の自治体でも導入が広がりを見せています。やはり近年、多様性という言葉も、あんまり私多様性、多様性とは言いたくないんだけど、この言葉広がっています。何でもありの多様性ではなく、ノーネクタイ、ノージャケットでおしゃれを楽しめるような職場づくりが必要ではないかと思ひますけれども、その辺いかがですか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 職員の勤務時間中の服装につきましては、住民等に信頼感や安心感を与え、誰からも好感が持たれる服装や身だしなみを整える必要があるという観点から、基本的に男性はスーツ及びネクタイを着用し、女性はスーツまたはカーディガン等の上着を着用することとしております。5月から10月までの期間につきましては、公務員としての品位を損なわないよう留意した上で、夏季の効率的な業務遂行のため、ノーネクタイ等の軽装で業務に当たることができるものとしております。

当市といたしましては、職員が住民等からどのように見られているかを常に意識して業務に当たることが重要であると考えておりますので、服装の原則自由化につきましては、様々な観点から検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ検討をしていただきたいところでございますけれども、次の職員の提案制度について質問しますけれども、五所川原市、平成22年度から市職員提案制度というような取組を行っています。この制度の実施要項を読むと、こう書かれています。市政に関する改善等については、広く職員からの提案を求め、創意工夫と改善意欲の向上を図り、市民サービスの向上を図ることが目的でありますよと。提案の種類は自由提案、業務改善提案であり、提案は職員個人でもいいと、2人以上で共同で出してもいいよ、提案できるよということになっています。

この制度、市民サービスにつながるし、非常に私はよい取組かと思うのですが、令和4年を最後に終了しています。これはなぜですか、質問します。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 この職員提案制度は、議員おっしゃるとおり、市の施策に関する改善策について、広く職員から提案を募り、そのアイデアを基に市民サービスの向上や事務の効率化等につなげていくことというのを目的として、平成22年度から実施してきたものであります。これまでに86件の提案、うち37件が採択されてきております。

しかしながら、近年は提案件数が減少傾向にあり、募集時期を年1回から2回に増やしたり、また審査方法を変更したりと工夫を続けてきたものの、なかなかその状況は変わらず、令和5年度には募集しないで、制度の在り方を含め検討するとしたものであります。職員の気づき、アイデアを少しでも多く市民サービス向上や業務改善に生かせるような制度として検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 職員提案制度、実は令和4年に、先ほど質問した通年でノーネク

タイ、ノージャケット勤務の導入が採択されているんです、この事業の中で。しかし、令和4年ですから、もう2年ぐらいたってしまうのかな。採択されても、一向にそれが実行に移されていない、スピード感を持って。こういうところが職員の皆様のやる気をそいでいるのかなと私は思うんです。今この制度に新しい形で取り組むようなお話もされていましたがけれども、ぜひ新しい若い職員の皆様が気軽に提案できる気づきとかを、気づきとお話しされていましたけれども、そういう小さなことでも取り入れていただいて、それが先ほど私人事評価の件でも言ったけれども、一面的じゃなくて、多面的に皆さんで議論して、これはちょっと予算的に厳しいけれども、こういう角度から見たらこれできるよねとか、そういう多面的に皆さんで検討し、話し合えるような、そういう制度であってほしいと思っております。ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、カスタマーハラスメント対策について質問します。実は、これ前回の一般質問の中でも指摘をしているんです。当時、前回の理事者側の答弁、こうおっしゃっていました。近年は、窓口や電話越しに悪質なクレームや不当要求など、迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントが自治体でも増加していると、職員も精神的に大きな苦痛を受け、メンタルヘルスに大きな影響を及ぼすんだと。結果、職員の生産性を妨げ、住民サービスの低下につながるんだと。カスタマーハラスメントから職員を守り、安心して働く職場環境は重要、それが住民サービスにつながると答弁されています。

ありがたいことに、4月1日から名札に関しては名字表記になったんです、スピード感を持って。私は、これ弘前市も採用していますけれども、平仮名でちょっと軟らかい表現で、ぜひ市民にそういう名札を見ていただく、そっちのほうがいいのかなとも思っただけですけれども、今始まったばかりですので、ぜひこれから様子を見ていただいて、そういう表現方法もいいのかと。

一つ要望ですけれども、名札の余白、白い部分が、私は無料の情報伝達ツールだと思っているんです。今五所川原市のラインの登録者数が、先週ですか、1万2,000ぐらいだったかな、ちょっと担当課に聞いて……1万8,991人だと、かなり増えてきているんです。公式ユーチューブもまだ開設されていないと思うんですけども、そういうQRコードを提示して、SNSをどんどんこれから五所川原市、発信していく、そういう無料の情報発信ツールに活用するとか、そういう取組をぜひしていただきたいと思うんです。これは、要望としてお伝えします。

もう一点、前回私質問した中に、通話告知の録音システムを導入したらどうかという質問をしたんですけども、検討するというような発言があったんですけども、前回のヒアリングのときに市の職員の方と意見交換したときに、これは設置費用が数百万円、

500万円、例えば1,000万円かかると。私は、それはお金ではないと。もしメンタルに影響を及ぼして、職員の方が休職をされたと、お辞めになったと。これは、市にとって莫大な影響が出るよと。これは、お金ではないんだよと。だから、こういうカスタマーハラスメント、全国でも今すごく取組始まっているじゃないですか。こういうことをぜひ取り組んでほしいと、そういう話も職員の皆様に私言ったんだけど、前回ちょっと時間がなくて、質問できなかつたんだけど、例えばこれ庁舎が終わって、終わった後の宿直というんですか、時間外の窓口の方たちに取材しました。そうしたら、冬場の雪が多い時期、時間帯も夜遅いんで、アルコールを摂取されている方も多いみたいです。ここではちょっと言えないような、すごいことを言われると言うわけです。これもカスタマーハラスメントじゃないですか。

例えば雪問題で、相当担当課にも苦情来ると思うんですけれども。これ分かる範囲で結構ですけれども、建設部長、例えば雪の問題、どのようなカスタマーハラスメントあるものですか。分かる範囲で結構です。質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

昨年度は、小雪であったものの、若干の問合せはございました。ただ、大雪であった令和3年度においては、長時間にわたり電話で職員が拘束される例や暴言を浴びせられるということがあったことを聞いております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 建設部長、答弁ありがとうございました。なかなかちょっと言いづらい部分もあったんじゃないかと思うんですけれども、これ建設部局だけではなくて、庁内全部見渡せば、例えば財政部局、税の関係であるとか、民生部局の環境対策に関してはもうひどい状況だと思えます。福祉部局、生活保護の対応等もありますけれども、さっきも言いましたけれども、お金云々じゃなくて、こういう告知をすれば抑止になりますから、ぜひそういうことを、職員のメンタルヘルスということも考えて、これから取り組んでほしいと切に願うわけです。ぜひ担当課におかれましては、どうかよろしくお願いします。頭を下げます。よろしくお願いします。

続いて、休暇の取り方について質問します。市職員の休暇等に関する条例の中の規則で、夏休みを連続して4日取ってくださいとうたわれていると伺っております。しかし、令和5年度に夏休みを4日連続で取得している人の割合をちょっと出していただいたんです。そうしたら、正職員の463人中38人しか取得していないと、割合にすれば8.3%、ちょっとびっくりする数字だったんですけれども、私が取材をすると、自分が休むこと

で業務の効率が悪くなって、周囲に迷惑がかかるとか、そもそも人員がいないんですとあるとか、そもそも上司が取らないんですとか、そういう御意見があるんです。夏休みの4連休はもちろんだけれども、例えば週末をくっつければ1週間、有給くっつけば1週間、10日というふうな連休取れるかと思うんです。そういうお休みを取りやすい環境整備が必要ではないかと思うんだけど、その辺いかがですか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 夏季休暇につきましては、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、原則として連続する4日の範囲内の期間で取得することとしております。夏季休暇の取得期間は、これまで7月から9月まででしたが、今年度からは6月から10月までと2か月間拡大しております。また、所属に対しては取得計画表を配付しており、お互いの取得時期を確認することにより、業務への影響が出ないように管理する取組もしております。

夏期休暇を取得することにより、職員の心身の健康の維持及び増進、家庭生活の充実などにつながるものと考えておりますので、今後も取得しやすい環境整備に努めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。2か月間延長したとおっしゃっていますが、結局取りづらい状況は変わらないと私は思うんです。

行政事務業務に追われる人手不足という問題解決の一つとして、例えば八戸市ではRPAとAIのICT技術を活用して、行政事務業務の見直しを行っています。これ事務作業から解放された職員のモチベーションの向上と人手不足の解消につながっているんですね。RPA、これロボティック・プロセス・オートメーションの略らしいんですけども、要はロボットが行政事務、パソコン操作を自動で行うということです。八戸市では、令和3年度に6業務、令和4年度に9業務、令和5年度では保育利用料申込書、また児童手当認定請求書等の入力業務を追加し、12業務を行っている。この業務処理にかかる時間が、1件当たり今まで7分かかっていた作業がもう数秒で終わると、すごいですよね。また、システムの使用に係る費用も年間42万円と、非常にコストが低いそうです。

ここで質問しますが、五所川原市のDX推進計画を策定しております。私、以前も質問したんですけども、その中にRPAとAIの利活用がうたわれているんですけども、これ早急に導入するべきと考えますが、いかがでしょうか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 AIやRPAは、自治体の業務改善や住民サービスの向上に資する有力なデジタル技術であり、五所川原市DX推進計画においても積極的に活用していくこととしております。

AIやRPAの活用につきましては、導入前に現行の作業工程を見直し、アナログ的な手法も含めて、業務の最適化を図ることが重要となりますので、今年度は一部の部署、業務で先行的に業務の棚卸しや作業工程の可視化を実施し、業務負担や業務の流れ等を解析した上でRPAの実証実験を行ってまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今年度から始めるようなニュアンスですけれども、このシステム、庁内全てに取り入れても、行政事務業務を短縮するということではなくて、そもそも人員がない部署であるとか、例えば建設部局であるとか上下水道部局、会計検査のようなアナログ的な作業もしなければいけないと、膨大な量があるわけです。だから、平等に皆さんが連休を取れるような環境整備を、じゃどうしたらつくれるのか。非常にこれは難しい課題です。けれども、4連休取ってくださいとうたっている以上、やっぱりそれは行政的に取り組まないといけないと思うんです。ぜひその課題を庁内でもんで、どうしたら皆さんが取れる環境づくりができるのか考えていただきたいと思います。これも投げますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、専任員の取扱いについて質問します。定年退職された皆様の取扱いについてです。役職定年とか専任員とか、要は長年培われたスキルも経験もあり、退職後の活躍によっては大きな市民サービスへとつながることが期待される皆様です。ただ、現実には定年退職前にアンケート調査や面接があって、行きたい部署を希望も取るそうですが、結局は配属されても事務作業に追われて、せっかくの経験とスキルを生かし切れていないんじゃないかと思うんです。

令和3年一般質問で、副市長が発言されておりました。専任員は貴重な財産である。専任員、課長、補佐、係長で集まり、業務の推進、効率的な運営について意見交換の場を設けると発言されておりましたが、そのような場の提供も業務に追われて、そのときはやったかもしれないけれども、近年はできていないんじゃないですか。どうなんですか。

これは私の意見として、総務部局に専任員等の専門部局をつくり、例えば週、月ごとに必要な部署に派遣するとか、福祉部局で言えば法人監査、3つに今分かれています。統合して、そこに若手と専任員とを配置するであるとか、生活保護を対応しているケースワーカーが2人当たっているそうです。ただ、対応が難しい案件があると思います。

2人のうち1人、専任員をケースワーカーとともに配置するであるとか。私、以前お悔やみ窓口の質問をしました。お悔やみプラス、今生前整理の相談がすごく増えているんです。そういう窓口をつくって配置をするであるとか、女性の管理職、育成するために、女性の専任員等にサポート的な役割を受け持ってもらおうとか、様々考え方あります。

質問します。これからは、専門の仕事、部局を決めずに総務部が管理をし、フレキシブルに動いていただくような、例えば民間のシニアマネジャー的な役割を与えたほうが、よほど行政内、市民へのウエルビーイング、幸福度につながると思いますけれども、いかがでしょうか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 役職定年や専任員につきましては、担当業務や配置先を決めずにフレキシブルに働けるようなという御提案でございました。定年延長になった職員、専任員は、長年培ってきたスキルや経験を生かして、各所属においてそれぞれ責務を果たしておりますが、フレキシブルな働き方については実現に向けた課題が多いと認識しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 1分切りましたので、この後ちょっと質問を予定していたんですけども、もうちょっと残り時間まで質問をしたいと思っておりますけれども、この専任員の問題、本当に私は重要だと思っております。副市長が以前すごく熱く、この辺りは主任専任員、専任員のお話の一般質問だったと思うんですけども、非常に熱くお話をされていたんです。副市長、何とか専任員を市民サービスに提供できるような、スキルを活用できるような、そういう場をぜひ考えていただきたい。これは、市長と副市長にぜひお願いをしたいところでございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、松本和春議員の質問を許可いたします。11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 三和会の松本和春です。さて、今年度の米につきまして、在庫数の計画から、県が示す米の生産数量目標が増加傾向にあり、県産米の需要が高まっております。米価の回復も期待できるのではないかと考えています。

一方、リンゴ生産者においては、リンゴの販売価格が高値で推移しているものの、今年度は受粉を補うマメコバチが激減しており、主力品種ふじのカラマツ被害が市内でも広く発生していると伺いました。いずれにも、この秋の収穫まで油断ができない上、昨今の農業を取り巻く環境は、肥料等の農業資材の価格高騰や人材不足など、依然として厳しい状況が続いております。五所川原市の基幹産業である農業を高齢農家から若者に安心してバトンタッチできる環境とするべく、市内の生産者等から寄せられた現場の課題を基に質問を考えました。

(1)、市内で土地改良区等の受益地に入っていない水田の面積及び令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金対象外となる面積の見込み、水張り等が見込みがない土地はどれくらいあるのか。

(2)、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となった小麦、大豆生産者等の収支の見込みについて伺いたいと思います。

(3)、(2)を解決するために、菌根菌を活用した水稻、いわゆる天水栽培によるマイコス米を生産する体制づくりができないものか質問したいと思います。

1回目の質問を終わりたいと思います。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 お答えいたします。

まず、土地改良区等の受益地外の水田と水田活用の直接支払交付金の対象外となる面積の見込みについてであります。市内で土地改良区の受益地に入っていない水田の面積、基盤整備が行われていない水田ということでお答えしますが、当市の水田約7,240ヘクタールのうち、土地改良区による基盤整備済みの水田が6,206ヘクタールであります。したがって、水利組合や個人で水管理を行っている水田を含め、約1,034ヘクタールが基盤整備が実施されていない水田の面積となります。

また、令和9年度以降の水田活用の直接支払交付金の対象外となる面積の見込みについては、令和5年度に畑地化を実施した水田面積と農家に対するアンケート調査、担当職員による現地確認等を基に推定いたしますと、当市の農家の交付対象水田約6,657ヘクタールのうち、畑地化の意向があるものや条件が悪い水田約743ヘクタールが交付対象外になるものと見込まれます。

次に、水田活用の直接支払交付金の対象外となった場合の畑作物の収支見込みについてお答えします。収支見込みについては、青森県が示している経営収支の試算を基に、令和5年度の交付単価をベースとして算定したものになりますが、小麦の場合、粗収益が10アール当たり8万8,200円から交付金分の4万6,000円が減少し、それから経費を差し引きますと、10アール当たりの所得はマイナス3,579円となります。

また、大豆につきましては、粗収益が10アール当たり10万3,460円から交付金分の5万円が減少し、経費を差し引きますと、10アール当たりの所得は1万424円となる見込みであります。

それから、菌根菌を活用した生産体制の現状と展望についてお答えいたします。議員より御提言のあった菌根菌を活用した稲、いわゆるマイコス米の栽培方法ですが、こちらは一般的な水稲ではなく、水稲種に菌を感染させ、陸稲として乾いた農地で栽培されるものです。約2年前から北海道や群馬県で作付されているようですが、当市での取組事例は確認できておりません。

マイコス米の栽培は、乾いた田に種もみを直播する乾田直播栽培の技術が用いられるため、水稲作に必要となる育苗や田の耕起、田植といった作業を省略することができ、水利用や管理が困難な農地でも米作りが可能となるなどのメリットがあるとのことですので。

しかし、水稲に比べて雑草による生育阻害が増えることから、除草が収量を確保するための鍵となりますが、現状では水稲作よりも米の収量は減少するものと考えられます。そのため、マイコス米を生産する体制を整えていくためには、雑草をコントロールする技術や土作りなどの工程の習得、また低コスト生産米として業務用に特化するなど、市場価値を高める取組も必要になるかと思われまます。

近年始まった栽培方法ですので、今後全国の生産状況や市場の動向を注視してまいります。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

不作地の耕作放棄地などが懸念される農地の所得確保が見込めるような方法として、市では何か対策は考えていますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 耕作放棄地化が懸念される農地の所得の確保に関してお答えします。

市としましては、農地の条件等を考慮しながら、機械化体系による耕作が可能な畑作

物の検証、選定を進めており、高収益作物の産地化を視野に入れた生産振興を図りたいと考えております。

また、先般市内若手農業者が耕作放棄地解消に向けた中山間地域の農地基盤整備の実施など、直接農林水産大臣に要望したところでもあり、こういった若手農業者の意見を聞きながら、持続可能な農業の地域計画を策定し、農家の所得確保と農地の保全に努めてまいります。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 努めてまいりますね。それでは、改めて再質問ですが、ここ数年、転作が悩む問題の一つで、5年に1度の水張りルールについてちょっとお聞きします。

先ほどの答弁にあった743町歩、耕作対象外水田についてであります。743町歩という答弁がありましたが、交付金の対象外となった小麦、大豆生産者の収支の見込みについてお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 小麦と大豆の収支の見込み、交付対象外となった場合ですが、先ほどお答えしましたとおり、小麦であれば10アール当たりマイナスの3,579円、大豆については10アール当たり1万424円の所得となる見込みであります。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 すみません、2度同じ答弁もらいました。先ほどの答弁で、小麦農家は赤字で、大豆農家は黒字となっているものの、借地であればさらに小作料が差し引かれます。設備投資に回す余裕がなくなっていくのではないかと心配しております。交付金がありきの経営は、決してよいものではないと思いますが、市内の条件が不利な中山間地、農地を維持していくのには、間違いなく交付金が一助となっていると思います。

また、743町歩、交付対象外になる水田が耕作放棄地となり、鳥獣のすみどころとなり、農家作物の被害や借手のいない農地を持つ地主の気持ちなどを考えると、市を挙げて、少しでもよい方向へ進めていくべきと考えます。

そこで私が考えたのが、昨年冬から市内の生産者や動画配信サイトなどで、マイコス菌という水を使わずにして米ができる技術があると伺いました。専門的なことになりますが、マイコス菌というのは菌根菌というもので、菌を根に感染させ、土壌中に根のようなものを張り巡らせて、養分等の吸収を補助するという動きをします。これを乾田直播栽培と組み合わせて、用水からの水を使わずに、雨水のみで米が作れるそうです。一見、陸稲と言われるけれども、業界では天水栽培で作った水稲になるそうです。水田

活用の直接支払交付金の要綱を見ると、畦畔を有した上で、雨水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合は、交付対象にする可能性があるのではないかと考えられます。

しかし、乾田直播の導入になると播種機、スプレーヤー、1,000万円近い投資になり、取り組める生産者が限られてきます。機械補助事業でなく、例えば転作作物を活用したコントラクター、それは環境づくりや条件不利地での種子の実証など交付対象外水田を減らすためには要するもので、実際それができないかお伺いします。例えば今のJークレジット政策だがそういうのを利用して少しでも農家の収入を増やしていただきたい。

また、農業委員の人たちも研修に、去年から北海道とかに行っています。そのふるさと納税の返礼品にも、農産物、米、リンゴが大半を占めていると聞きました。返礼品がリンゴとか、そういうもののために、後継者不足にもならないように、若い人に対して、若い生産者の育成や勉強会にふるさと納税のお金をちょっとでも利用できればなど、私の考えであります。それに対してできるものかどうか、答弁ちょっとお願いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 ただいまの御質問、御提言に関しまして、それが可能かどうかということは今後検討をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○木村 博副議長 11番、松本和春議員。

○11番 松本和春議員 答弁ありがとうございました。

正規農業者の代表である農業委員、農業委員会は、これから五所川原の農業を担っていく代表者だと思います。先進地の視察として現場を見て、当市の農業発展に全力を挙げてほしい。やはり農業委員、推進委員の方は、農業の代表者であり、予算を設けて出張や勉強、視察をいろいろやっています。その人たちの力が、これから五所川原の農業に対して大だと思います。これを十分検討して、農業委員の皆さんには、今日ちょっと会長来ていないけれども、お願いしたいと思います。

それと、通告の質問は全部終わりましたが、水稲生産者は市が整備したGNSS基地局を活用し、直播栽培で低コストに取り組むのみならず、若手生産者で組織する団体ではJークレジット制度と呼ばれるものを、さっきちょっと触れたけれども、1週間水張りを遅らせれば、メタンガスの発生がよく出て、それがお金になると、そういう政策もやはり農業委員会とか、そういうのを勉強会で知ってきて、みんなに勧めてもらいたい。

それに当たっても、市長、副市長さんの理解もあり、現場からの声を聞き、施策に反映している当市の農業政策であります。生産者の組織が農業をよくしていこうという

取組に対して、資金面のみならずアドバイスなり、最大のバックアップを今後に要望して、私の一般質問を終わります。これからもやはり農業は、五所川原からなくては駄目だと。やはり後継者を育てるためにも、若い人の勉強する資金、そういうのをぜひとも出していただきたい、要望としてお願いします。

また、水張りの件でも、いろいろと勉強不足なところもあると思うので、再度9月議会か12月議会にぴんと質問したいと思しますので、それまでよろしくお願いいたします。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって松本和春議員の質問を終了いたします。

次に、17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。本定例会におきましては、2点の項目について御質問をさせていただきます。

まず、第1点であります。金木公民館についてであります。私、ここに4月と書いてありますけれども、これ3月の誤りですので、訂正しておわび申し上げます。3月の上旬に、当公民館が破損しました。その原因、そして現在の状況を伺いたいと思います。

(2)として、今まで定期的に利用していた団体あるいは個人、差し支えない限りで御報告お願いいたします。

(3)として、破損した箇所の修繕についてお伺いいたします。

2として、一般廃棄物処分場についてであります。各地区の処分場の現在の状況をまず伺いたいと思います。

(2)として、それを受けてどこかの処分場に集約するのか、今後の方向性について伺いたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 金木公民館大ホールの破損した箇所と状況及び経緯についてお答えいたします。

本年3月8日、金木公民館大ホール使用者から、大きな物音がして、天井から木片が落下してきたと連絡を受け、現場の写真から天井が何らかの落下物により破損していることを確認しましたが、その落下物が何かその時点で確認できなかったため、すぐに大ホールの利用を中止するとともに、大ホール天井の補修を業者へ依頼したものであります。その後、3月21日に大ホール天井破損部分の補修が完了した際、破損の原因が天井

裏の鉄骨はりから崩落したコンクリート片であることが分かったため、金木公民館の大ホールについては安全面を考慮し、利用を現在まで中止しているところであります。

続きまして、大ホールを定期的に利用している団体名についてお答えいたします。令和5年度の利用状況を確認したところ、健康ダンス、琴声会、金木さなぶり荒馬保存会、木花咲耶ヤテマレ会、チェリーコール、金木グラウンドゴルフ協会の6団体となっております。

続きまして、破損箇所の修繕についてお答えいたします。金木公民館の大ホール天井の破損については、穴が空いた天井の張り替え補修は3月21日に完了しております。しかしながら、天井破損の原因となったコンクリート片の落下に関しては、大規模な点検、改修を要し、多額の費用が必要となることから、大ホールは使用を中止としたまま、改修は行わず、新たな施設の建設について早期の工事着手及び供用開始ができるよう、今後検討してまいります。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えします。

当市では、現在3か所の一般廃棄物最終処分場が稼働しております。供用開始時期の時系列で申し上げますと、平成9年4月に供用を開始いたしました野里一般廃棄物最終処分場は、埋立総量約24万6,000立米、埋立処分終了見込みは令和6年度となっております。

続いて、平成18年4月に供用を開始いたしました市浦一般廃棄物最終処分場は、埋立総容量約7,000立米、埋立終了見込みは令和11年度となっております。

最後に、令和2年10月に供用を開始いたしました金木第2一般廃棄物最終処分場は、埋立総容量約8万2,000立米、埋立終了見込みは令和16年度となっております。

それから、集約化についてのお話がありましたけれども、今の金木第2処分場の建設時の、その近辺の議会だったと記憶しておりますけれども、これからの市の処分場については金木第2処分場に集約して、そのほかのまだ供用できている部分が終わり次第、残り2つに関しては閉鎖の処理をいたしまして、金木第2処分場のほうに集約化を図るという趣旨の答弁をしていたと理解しておりますし、私もそのように考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、これから一問一答方式で質問に入りたいと思います。

それでは、1の(1)として、現在利用を中止している部屋はどのくらいありますか。それはどこですか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在利用を中止している施設に関してお答えいたします。

現在利用を中止している施設は、大ホールのみとなっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今までに大ホールを定期的に利用していた団体に対しての代替措置についてはどうなっておりますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 大ホールを定期的に利用している団体の現在の代替施設並びに活動状況についてお答えいたします。

金木公民館の他の部屋を利用している団体が、琴声会では2階の研修室、金木さなぶり荒馬保存会は1階のロビー、チェリーコールは2階の視聴覚室を利用しております。また、その他の施設といたしましては、健康ダンスは川倉ふれあいセンター、木花咲耶ヤテマレ会は4月22日以降、嘉瀬コミュニティセンターで活動を行っております。また、金木グラウンドゴルフ協会については、冬期間のみの使用となっておりますので、現在は芦野公園内の金木相撲場付近で活動しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この代替措置については、各団体等でかなり密に話して、代替の施設あるいは場所を決めたと思うわけでありまして、なんせ公民館が壊れて、新しい公民館までという期間においては、かなり時間がかかるわけでありまして。

そういうことで、私ここで提案申し上げたいのは、旧川倉小学校あるいは旧嘉瀬小学校がございます。この両施設は、いずれにしても耐震施設、あるいは耐震補強がされている施設であります。そちらの施設を利用するということはできないものでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 議員御提案の両施設なんですけれども、現在電気も止められ、使用していない状況が何年間か続いておりますので、できれば教育委員会としては現在供用を行っている他の施設、それを代替施設としていきたいと考えております。具体的な施設名といたしましては、現在学校開放事業、それで開放しております金木の小学校、あとは生演奏以外の時間帯と、あと冬期間閉鎖している時間帯で利用可能な津軽三味線会館の大ホールというか、演奏室みたいなところ、そこを代替施設として考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、これは見込みといたしますか、計画でありますけれども、新しい公民館を造るのに大体どのくらいの年月を要するものですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 新しい公民館を建設する期間でございますけれども、まず金木公民館を建てる建設場所、それによって例えば旧建物を取り壊して、その後に建物を建てるとなりますと、やはり解体工事、実施設計、新築工事、大体3年とか、そういった年月がかかりますし、その他の工事も含まれるとなりますと、やはり最低でも3年、それ以上という形の期間が必要となってくると考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今最低3年という年月を要するというものでありますけれども、少なくとも3年は金木町民の人たちは辛抱とか、そういうものを強いられるわけがあります。やはり既存の川倉小学校は、まだ建って何年もならないという状況でございますので、できればこういう団体が不便を感じているならば、電気は止めた、それはいろいろあるでしょうけれども、ひとつ3年という長い期間で不自由ができた場合は、そちらのほうも使用できるという範囲の下で対応していただきたいと思うわけでございますけれども、その点はどうですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 やはり電気を止めて数年たっている施設、再度また電気をつけるとなると、いろいろな点検等、また別途費用がかかることがありますので、できれば現在供用をしている施設、それを代替施設として利用していただきたいと教育委員会のほうとしては考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 いずれにしても金木町民の人たちは、いろいろな今までやってきた環境とか、それが全然変わるわけです。それを3年も辛抱するという感じになります。しかし、先ほど三味線会館も一つの選択肢として開放するという声がありました。それを了として、そのほかまた団体あるいは個人等、大ホールを使う人たちに対しては、近い距離の中においていろいろ相談に乗ってもらって、不自由があれば最大限努力していただきたいと思います。1番については終わりたいと思います。

次、(2)でありますけれども、金木公民館は防災ハザードマップによりますと指定緊急避難場所となっております。指定緊急避難場所の区域が菅原、玉水、沢部、朝日山、萩元というふうに広範にわたっております。大ホールが利用できない状況下において、この区域の住民が災害時に安心して避難できるスペースの確保は可能ですか、お伺いたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 災害時における避難所についてお答えいたします。

地震発生後であれば屋根や壁の落下の有無など、施設の安全を確認してから、洪水であれば浸水想定区域外に位置するということを条件に避難所を開設することになります。

議員今おっしゃったとおり、金木公民館大ホールは現在利用が困難であり、かつ浸水想定区域内に位置する施設であることから、災害時の利用は想定しておらず、災害発生時には金木小学校、金木中学校など、近隣の避難所を開設することを想定してございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 ハザードマップによりますと、まだ金木公民館は指定避難場所になっているというふうに私は把握しているんですけども、その辺は訂正になったんでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 故障といいますか、金木公民館の大ホールがちょっと不具合が出たのが3月ということがありまして、そちらのほうはまだ市の指定は取り消していない状態ですが、今後検討していくことになります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 災害というのは、いつ来るか分からないです。これずっとほっておいて、もしあれば、今の地域の人たちは金木公民館に避難します。やはりこういう人の生命、財産に関わることにしましては、すぐさま何かの通信、あるいはいろいろなもので、住民の人たちにいち早く知らせると、これが行政の務めじゃないですか。それを早くお願いしたいと思います。お伺いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 確かにそのとおりだとは思いますが、今回の金木公民館につきましては、そもそもこちらとして避難所として開けないということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 分かりました。よろしくお伺いします。

それでは、1の(3)として、金木公民館の修繕費はどのくらい要しましたか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 すみません、天井板の張り替え費用でおよそ10万円程度の修繕料がかかっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 一般町民からすれば、直したんだから使えるという判断をしたいと思います。それを使えないと言うのであれば、初めからこれ直す必要がなかったんじゃないですか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 最初に確認したときは、天井板に穴が空いていたという事実だけでしたので、それをもってまず天井板の補修を行いました。天井板の補修を行っている業者のほうから、こういうコンクリート片が見つかりましたよということで、改めて躯体のほうからのコンクリート片、これが落下しているという事実がそこで確認されたため、補修の後に大ホールの利用の中止を決断いたしました。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ手順からすれば逆じゃないですか。初めにその原因を見ると、そしてどこかでどういうふうに、まず見積りを取らせると。これ直してしまっ、何百万円だったらどうしますか。200万円かかって、でも後から業者から、いや、あの鉄骨に巻いてあるコンクリ片がいつどこで落ちてくるか分からないと、それ分かったら200万円もペアになります。これそもそもの手順がおかしかった、逆だったと私は思うんですけれども、その点の反省についてはどうですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 確かに議員おっしゃるとおりですけれども、大ホールの天井部というと、やはり足場とか組んで、天井の裏辺りを調べなければならぬんですが、そういったのにまた経費等かかりますので、大変申し訳ありませんけれども、まずは天井だけ直すということで、簡易な修繕と見て修繕をしたところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 このようなやり方であれば、これは駄目です。やはりまず初めに見積りを取ると、そしてその見積りがあまり高過ぎた場合は、何で高いんだという、その疑問をぶつけなきゃ駄目です、業者のほうに。その後、それ幾らかかるんだと、ある場合はと。直した後、それもすぐ使えるのか使えないかの判断は教育委員会にあるわけですから、その手順が今回私は誰が聞いても間違っていたと思います。できてしまったんで、そこを深掘りしても駄目ですけれども、今後においては貴重な市民の税金を使うわけですから、たとえ10万円でも使うわけですから、きちんとした手順でもってお願いしたいと思います。どう思いますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 議員おっしゃるとおりで、今後は見積りを取る際、その原因等をしっかりと見極めた上で工事の判断、それを実施してまいりたいと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 その辺よろしくお願い申し上げます。

新しい公民館の最有力候補として、現在は旧金木総合支所の跡地ということが全面的に取り上げられておりますけれども、私この場で何回か新しい公民館の問題を取り上げておりましたら、やはり町民の方々から行き会ったり、それから電話等でいろいろ候補地について私のほうに意見が寄せられております。それを紹介しますと、現在の旧総合支所跡地、これは確かに隣にも防災に強い、3日間は発電機も使える金木総合庁舎がございまして。しかし、あの場所はやっぱり坂になっていて、隣接の私有地、民間の家が建っているところでも、かなりの段差があるわけです。やはりあそこで建てるとなれば、かなり基礎の工事が必要だし、金もかかるんじゃないかなど。そしてまた、あの場所に建てるんですから、やはり駐車場も狭くなると、手薄になるということで、今私のところに寄せられて一番注目しているのが、芦野公園内にある自然休養村管理センター、その隣に金木の民俗資料館があります。また、自然休養村の後ろ側には、元の金木普及所、現在は若松町の町内会の会議とか、そういうのをやる場所になっているんですけれども、そこら辺に建設すればどうですかという案がかなり多くなってきております。

というのは、やっぱり県立の芦野公園を最大限に生かすとなれば、あの場所は前にも広い駐車場がございまして、また桜期間中においては、これからいろいろ演芸場の整備、修繕、あるいはコテージも修繕どうかという声が上がっておりますけれども、何せ屋外の演芸場あるいはコテージの場合においては、天候に左右されるわけです。しかしながら、あその場所に公民館を建てるとなれば、桜まつり期間中の予定においても確実に実行されるというメリットがございまして、やはり雨降りの中においても、そういう催物があった場合は人も来ます。そうなった場合は、来て、雨の合間を縫って、また出店のほうにも足が出向くと。そういう利点もございまして、今確かに旧金木総合支所の跡地というのが最有力候補でございましてけれども、いろいろな意見を持った人が金木町におりますので、その点の立地場所に関しては広く意見を聞いて、今後生かしていただきたいと、こう思います。では、第1番の金木の公民館については、質問を終わりたいと思います。

次に、第2の一般廃棄物処分場です。これを見てもみますと、五所川原地区の野里地区が今年度で終了と、市浦地区は令和11年度で終了見込みでございまして、あと5年と、金木地区は令和16年度終了見込みですので、あともう10年ございまして。先ほど部長の答

弁によりますと、最終的には旧五所川原あるいは市浦のごみに対しては、金木処分場へ持ってくるというお話でございますので、あともう10年は使えるというわけでございますけれども、この新しい処分場を設けるためには、土地の確保から始まり、どのくらいの年月を要するものですか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 新処分場の建設の工期のお話でございますけれども、一概には申せませんが、例えば用地を自前で用意したりとか、あとは民間に土地を求めたりといった場合で変わってくると思いますけれども、おおむね7年から8年くらいの期間を要するものと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 私は、その期間では絶対できないと思います。私もいろいろ次第を聞いているんですけども、やはり15年、そのぐらいはかかると。今部長の答弁と私の答弁の間を取っても10年はかかると。そうなれば、金木の処分場あと10年と、今から次の処分場を探しておく、そして住民の理解を得ると、それまではなかなかだと思えます。ごみと聞けば、誰もが、どの地域でも絶対反対運動が起きます。そのスパンから考えて、あともう10年と行政のほうでは考えるのか、私はもう10年しかないと思っています。その辺の食い違いについてどうお考えですか。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 現在金木第2が稼働の緒に就いたばかりということで、新しい処分場のこと、具体的な整備のことについて本格的に議論をしておりませんので、整備期間については、その長短については、どう考えるかと申されましても、具体的な場合を当てはめなければ分かりませんので、あれですけども、ただ議員おっしゃるように、その整備時期を長期のほうで、長いものとした場合については、それこそ現在使いながら、使ってまだ10年先まで処分場は、このまま捨てていっても捨てられるという状況にあっても、そんなに悠長に構えていることはできないのかなということは感じております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 次のごみ処分場のそういう会議、あるいはその他がございましたら、しっかりとこれはやはり次の処分場に向けての具体策、そういう話合いも持っていたきたいと思えます。

それでは、喜良市地区に五所川原全地区のごみを収集するというところでございましたけれども、1日に何台のごみの収集車が喜良市地区の村中を走るようになりますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 車の台数でございますけれども、これまで野里に搬入していた、それこそパッカー車、こちらが今年から喜良市地区といたしますか、金木第2処分場のほうにごみを搬出、搬入しておりますけれども、そちらの部分が1日当たり約1.7台、これまでの金木第2の金木地区のごみのみを搬入していた0.3台と合わせて、約1日で考えますと0.2台というくらいの搬入台数となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、各地区からの一般車両の通行は、過去の例から算出して1日どれくらい、何台になるでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 全体で申し上げますと、1日に2台ぐらいのペースになります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この処分場へ向かうためには、非常に分かりづらいんです。地元の人ですら難しい。あるいは、地元に入ってきて、他町村の人たちがごみどこですかと言っても、説明するにも表立った大きな建物が無い。前は喜良市の支所、農協の支所があったわけですがけれども、そこも取壊しになって更地になっておりますので、目印にもならないと。ことぶき苑という施設もございますけれども、奥まっておりますので、気をつけなければその施設も見えないということで、なかなか喜良市の村中に入ってから処分場への入り口、これはやはりきちんとした案内板を設置してほしいと。

それからあと、処分場へは大きく分けて3つあると思います。嘉瀬の地区から入るほう、それから広域農道から入っていきますと遺跡がありますけれども、そこから真っすぐ村の中央に入る道、あるいはファミリーマートから今の内真部線、そちらに向かってから入る、大きく分けて3点があると思いますけれども、その3点については、村に入ってからやはり大きな看板等がなければうろうろすると。

というのは、私一番懸念しているのが、やはり先日でしたか、名古屋で9歳になる女の子が学校から帰って自転車乗って、ごみの収集車にひかれ、貴い命をなくしたんです。当然うちほうもまた、少子化の流れで子供は少なくなっているんですけどけれども、やはり小学校から帰った後、村でいろいろ自転車に乗ったり、遊んでいる人もいます。また、2か月に1回は、老人の人たちが車っこ引っ張ってとかつえついで、郵便局まだございますんで、郵便局のほうへ年金を下ろしに行くと。等々を考えますと、きちんと他町村から来るドライバーに分かると、うろうろしないと、きちんと歩行者を見る、あるいは自転車を見ると、そういう観点からいっても案内板の設置は急務でありますし、また必

須だと思しますので、しっかりと対応をお願いしたいと、こう思います。

また、喜良市から入って小田川ダムのほうに向かうわけですが、処分場までの道のり、これは山を行くんで、曲がりくねっています。それから、道路の幅も狭い。普通乗用車ですと、交わることができるものも一部ございますけれども、ごみ収集車と普通車、あるいは2トンダンプ等で行けば、絶対擦れ違うことはできません。どっちかが待避場までバックするしかございません。そういう関係で、道路の拡幅というのをお願いしたいわけですが、片や山、片や川ですから、これは容易なことではないです。やはり今ある待避所の数を増やすと、当面の間はそれでもって対応していただきたいと思うわけですが、待避所についてもお伺いいたします。

それからあと、やはり道路は舗装なんですけれども、道路脇には側溝、U字溝が入っていますけれども、なんせ山なんで、秋の紅葉のシーズンになりますと落ち葉が入って、道路がもう水浸しというか、道路が逆に水路代わりになっているんです。そういう観点から見ても、やはりU字溝の清掃、これは小まめにやっていただかないと困りますし、また反対側が山でございますので、草木が山のほうに覆いかぶさっている状況です。これは、大体今頃になれば新緑の後ですので、かなり覆いかぶさってきておりますので、その点についても、やはり私たち農家でも田の畦畔は3回ぐらい刈りますので、最低でも年間3回、あるいは年中通すもんで、やはり四、五回は刈り払いする必要があるかと思っておりますけれども、その辺をきちんとやらないと必ず事故が起きます。結局道路も狭い、曲がりくねっている。それにカーブミラーが一番小さい、直径が50センチぐらいしかない、やっぱり一番小さい。村中のカーブミラーもそうです。そして、古くなってよく見えないという観点から、カーブミラーも新しく設置、これはぜひともお願いしたいと、こう思うわけでございますけれども、その点についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 今るるお話ありました。処分場までの案内看板のお話がありましたけれども、これについては今年度設置の予定をしております。場所や個数については、先ほどあった3つのコース、処分場への経路の小田川線までの経路で、案内が分かりやすいような形でというお話ありましたけれども、そのような議員からの御提言も踏まえて決定していきたいと考えております。

それから、カーブミラーの設置についてでありますけれども、小さい、数が少ないというお話でした。こちら道路自体が、こちらの道路は幅員が基本的には3.6メートルとなっております、待避所がある箇所が7メートル半くらいという形になっております。そういった限られた用地の関係でカーブミラー等を設置するとすると、例えば国有林を

お借りしてというような形もありまして、簡単に道路敷にそのままつけるとますます幅員が狭く感じられますので、そういったこと等もございますので、関係機関との協議が必要と考えております。

また、待避所につきましてのお話ですが、今も申し上げましたけれども、広いところでは7メートル半くらいになっておりますけれども、これも金木第2一般廃棄物最終処分場の建設時に、これまで5か所しかなかったものに、従前5か所だったものに新たに4か所を追加して、現在は9か所の待避場があります。それでもありますけれども、私もこの間、春に民生部長を拝命しまして、各施設を見せてもらうときに、実際に金木第2に行かせてもらいました。実際に狭いとも感じました。また、U字溝や草木、山手のほうにすると、交通の安全上、それこそ遠くを目視する妨げになるだろうなということは、行って見て分かっております。こういったこともありますので、市道を管理しております土木部等々、関係部署と協力しながら、長く使う施設でありますので、そういった経路の途中で交通事故が間違ってもないように、万全の対応をしていきたいと考えておるところです。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 安全対策においては、万全を期してお願いしたいと思えます。

最後に、市長の答弁を要するわけでありましてけれども、金木町民は先ほど申し上げたとおり、誰もが、どの地域でも嫌がる、受けたがらないこの処分場を令和16年まで容認したわけです。その意味で、金木地域の振興策の一環として、新しい公民館の建設計画、これはやはり加速してほしいと。要らないものばかり押しつけて、要るものはなかなか来ないということになれば、今後金木町、行政が進めることにおいても、なかなかうんという返事は難しいものになるかと思えますので、その点、金木町民の心情も踏まえた上で新しい公民館建設、これ市長の御所見をお願いしたいと、こう思います。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 せっかくですので、今日の桑田議員の質問の観点は、1点目の金木公民館についてと今の処分場についてです。この処分場は、桑田議員の地元で処分場を設置して、これを御理解いただいたことには、まずはお礼を申し上げるとともに、先ほど言ったように、現実にはどのぐらいの期間のパンということを考えれば、やはり常にごみに関するものについては、次々と手を打っていかなければならないと思っておりますので、その辺の観点も含めながら、次の処分場のことも考えながら、今現在の喜良市の処分場については、るる民生部長からも説明がありましたけれども、まずは周辺環境に十分配慮しながら、交通対策をしっかりと取っていかなければならないと思っております。

すので、その辺は私も一度きちっと見て、これで十分なのかということをしかりと目視しておきたいと思います。

それと、1点目の公民館についてですけれども、既設している今現在の公民館の大ホールが使われなくなったということで、これはやはり金木の住民にとっては、あそこの大ホール、多くの町民の方が使っておりますので、非常に不便を感じていることだと思っております。しばらくの間、代替施設で、何としても協力を願いたいと思っております。

あと、桑田議員が言ったように、旧庁舎を解体して、あそこに公民館を建てるという話で進んでおりましたけれども、地盤の関係を含めるとやはり不安な部分もあるし、相当な建設の費用がかかるような懸念を抱いております。そういう意味で、桑田議員が提案いたしました芦野公園の休養村のあそこの建物です。あそこは県営の公園ですので、その辺の建物を建設するのが可能かどうか、取りあえずもう既に県のほうには問合せをして、ある程度の高さの建物の制限を超えなければ、あそこには公民館、あるいはそういう施設は建てられるというような返事も伺っております。桑田議員の提案のとおり、市のほうもそういう観点で今調べておりますので、いろいろな点がありますけれども、今の提案も含めながら、住民の方としっかりと意見交換をしながら、できる限り住民に添う形で、利便性の高いところに建設を早めに進めていきたいと思っておりますので、その辺も含めて御理解をいただいて、御協力願いたいと思っております。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 職員の皆さん方には、これからもやはり町民あるいは市民に寄り添った形で相談に乗っていただきたいと思っております。よい判断といたしましょうか、答えを出してあげたらと思っております。これからもひとつよろしく願います。

今回は本当に大変ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時59分 散会

令和6年五所川原市議会第5回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

令和6年6月5日（水）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

- 13番 外崎 英継 議員
1番 花田 勝暁 議員
16番 平山 秀直 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅輝 議員 | 4番 木村 清一 議員 |
| 5番 高橋 美奈 議員 | 6番 藤田 成保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸保 議員 |
| 9番 藤森 真悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員 | 21番 伊藤 永慈 議員 |
| 22番 山口 孝夫 議員 | |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（28名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	長谷川 哲
財 政 部 長	鎌 田 寿

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健康推進課長	古 川 竜 大
市 民 課 長	小 林 益 代
子育て支援課長	山 内 かおり
福祉政策課長	鎌 田 郁
農村整備課長	小山内 順 也
土 木 課 長	外 崎 経 明
経営管理課長	飛 鳥 順 一
スポーツ振興 課 長	村 元 宏 禎
教育総務課長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、13番、外崎英継議員の質問を許可いたします。13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 皆さん、おはようございます。自民公明クラブの外崎英継でございます。

質問に入る前に、管内の基幹産業である農業ですけれども、田植作業がほぼ終わり、水をたたえた田んぼには植えられた苗がしゃんと立っております。今後の健やかな生育を願うものであります。聞くところによりますと、米の需要が非常に活発になっており、今年の生産者米価はかなり期待ができるというふうな関係者の話でございます。一方、リンゴについては、隔年結果や昨年的高温障害、猛暑の影響と見られ、マメコバチの活動が弱く、花のつき方に個々にばらつきがあるようで、主力のふじにカラマツ、いわゆる着果不良が見られ、秋の収穫に影響を及ぼすという、そういう園地も見られるようであります。

さて、それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。まず初めに、青森県が進める学校給食無償化等子育て支援市町村交付金についてでございます。青森県は2月に、子育て世代の負担軽減に向け、県内の小中学生の学校給食を10月から無償化する方針を決めました。学校給食の無償化は、県内でも独自に進めている市町村が増えており、当市においても令和2年10月から保護者の負担なしに全額市で負担し、無償化となつて

おります。今回県が取り組む学校給食の無償化は、都道府県全体で取り組むのは全国で初めてということで、非常に注目されている支援でございます。

1点目の質問ですけれども、当市のように既に独自に無償化を実施している市町村については、この交付金を給食費に充てることはできず、学校給食費以外の子育て費用の無償化に向けた取組に充てられることになっているようですけれども、県の支援交付事業の内容についてお知らせ願います。

2点目の質問は、県が進める学校給食費の無償化等子育て支援市町村交付金の事業は今年の10月から始まるようですけれども、年度で区切ると来年の3月、6か月になりますが、当市ではどのように活用するのか、活用するとしたらどのような事業に活用するのか、お伺いいたします。

また、この事業、年度で区切った活用もできるとは思いますけれども、来年4月、新年度からの活用をどう考えているのかお伺いいたします。

以上について、1回目の質問を終わりますけれども、今日の私の質問の議題に直接関係する子供たちが傍聴に見えています。理事者側の誠意ある御答弁をよろしくお願いたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○鎌田 寿財政部長 まず、県が今年度創設した学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金制度は、市町村が実施する子育て費用の無償化を支援するために、県内全ての自治体での学校給食費の無償化を最優先として、その他市町村が行う子ども医療費、保育料、保育所等の給食費等々、子育て費用の無償化事業に要する経費に対し、県が交付金を交付するというものであります。交付率は、学校給食費に対しては10分の10、その他の子育て費用に対しては10分の8となっております。

次に、こちらの当該交付金を今年度どのように活用していくのかということについてですけれども、当市が活用できる使い道としては、10割交付となる学校給食費の単価引上げや8割交付となる新たな子育て費用の無償化など、様々な取組というのが考えられますけれども、将来にわたって市の子育て支援に資する取組となるよう、来年度以降の継続性というものを考慮しながら現在検討を進めているところです。

また、令和7年度以降、その活用についてということでもありますけれども、県によると、当該交付金は継続して実施予定と伺っております。市としても継続して活用していくことになろうかと思っておりますけれども、県の制度設計が今年度と同様のままなのか、あくまでも現段階では令和6年度の要綱という形で行っておりますので、令和7年度の県

の制度設計がどうなるのかというのをしっかりと見極めながら、将来にわたって市の子育て支援に資する取組となるよう検討してまいります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。ここからは、一問一答により再質問させていただきます。

県の進める学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、私考えるには、非常に不公平な制度というふうに考えております。何か一部では、宮下交付金というふうに言われているように伺っております。これまで学校給食無償化を実施していない市町村は、給食費の無償化事業に取り組む場合、県の基準単価内で10割の交付を受けられます。県の基準単価を超えた分については、各自治体の負担もあるようですけれども、片や既に独自で学校給食の無償化を実施している自治体、当五所川原市も含めてですけれども、学校給食の無償化事業に充てられません。先ほど答弁あったとおり、高騰部分には充てられるというふうに認識しております。給食以外の子育て費用に充てることができますけれども、その交付金はかかった経費の8割までというふうに、2割は各市町村で負担しなければならない制度になっています。

当市においても、厳しい財政事情の中、学校給食の無償化を実現するために幾多の事業廃止、縮小を行ってきたという経緯があります。そうですよね。市長は2月に、この県の事業に誰が見ても不公平感があると、県に再考を求めていきたいというふうな話をされています。ところが、5月の東奥日報の取材に対しては、県の方針を容認する考えを示したというふうに載っておりました。これは、既に給食費の無償化を実施している当市において、不公平感極まりないというふうに私は考えるんですけれども、県のこの事業に対して市長の考え方、真意をお聞かせ願えませんか。よろしく願いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今の外崎議員のお話ですけれども、確かに私も当初不公平感があると。これは五所川原市のみならず、17市町村の実施している自治体では、それが確かに異口同音のように意見として出てきております。ただ、宮下知事と色々な話をする中において、この制度については来年4月以降どうなるかということがまだ出ておりませんが、間違いなく制度設計が変わってくるものと思っておりますし、今回宮下知事が40市町村の学校給食を全国に先駆けて実施したいというこの考え方については、決して私は否定するものでもありませんし、批判するものでもないと思っております。そういう意味でいきますと、私自身市長という立場はマクロ的な立場です。ですから、そういうマクロ的な視点から見て、やはり学校給食の無償化をまず進めることを最優先にして配

慮したつもりであります。

以上です。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 市長の個人的な考えというか、そういうのは、県の考え方に賛同してもこれはいいと思うんですけども、五所川原の一市長である以上、この制度に不公平感があるとすれば、私は県のほうに強く申し入れていくべきというふうに考えます。給食費の無償化を独自で実施している市町村は、別の子育て支援に8割の支援しか来ませんけれども、せめてこれを10割にさせていただくとか、それを県に要望すべきだと思います。非常に残念でなりません。これは市の利益、そして市民のサービスに直結することであり、当市の代表である市長がやるべきことというふうに私は思っています。

県が進める学校給食費無償化等子育て支援事業は、今後にわたって継続されていく事業かどうか分からないというふうに先ほど答弁ありました。これ県でも一度実施した事業、給食費の無償化等を含めて簡単にはやめないと思います。県の学校給食費無償化事業を採択し、給食費を無償化した市町村は、県が事業中止をしない限り継続的に10割の交付金を受け、対して既に独自で無償化を実施している市町村、当市も含めてですけども、次年度以降、学校給食費無償化事業を採択できないというふうなことでありますけれども、これを活用できるとしたら、先ほども申したとおり、学校給食費以外の子育て支援の取組を採択し、8割の交付を受けられるということでありました。これ先ほどの答弁でもありましたけれども、この支援事業に当市で取り組むとすれば、県からの交付金の額はどのように決められるかお知らせ願います。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 この交付金の額は、学校基本調査に基づく令和5年5月1日時点の就学援助の対象を除く児童生徒数と、あと県が定める給食費の単価、給食提供日数で決められています。よって、当市への令和6年度の交付額としては、小学校の場合、対象児童数が1,779人、給食費単価が280円、半年分ですので、日数が98日、中学校が対象生徒数921人、給食費の単価が310円、半年分の日数として94日で計算され、合わせて7,565万3,000円が上限となります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この支援事業ですけども、学校給食費以外の子育て費用、これ具体的にどのようなものに活用できるのでしょうか、お願いします。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 県のほうで推奨事業として挙げられているのが、16歳から18歳まで

の子ども医療費無償化事業、非課税世帯以外のゼロ歳から2歳児までの保育料の無償化事業、保育所等の給食費の無償化事業になります。また、これらの事業のほかに、県が例示している対象経費としましては、教材費などの学用品購入費、放課後児童クラブ保護者負担金などの教科外活動費、高校生の通学交通費、子供のおむつ等の育児・家事支援費、インフルエンザ等の予防接種費などとなっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。

既に給食費の無償化を実施している青森の西市長は、5月24日にいち早く子育て支援の取組を発表いたしました。内容は、2歳児クラスの保育料の無償化、小中学校の修学旅行費の一部公費の負担、医療費無償化の高校生までの拡充、虫歯予防などを目的とした集団フッ化物洗口などです。これ10月からの半年分をフル活用するということでありました。スピード感ありますね。あわせて、西市長は、東北でもトップクラスの子育て支援が充実した青森市になると思うとも話されております。

また、今朝の新聞では平川市が、ここも既に給食費の無償化を独自で実施しておりますけれども、今回の県の子育て支援給付金を活用し、ゼロ歳から2歳児の保育料の無償化を第1子から実施し、乳幼児の保育料を完全無償化する補正予算を上程した旨掲載されておりました。

他自治体では、次々と県の交付金を活用した支援策を早々と公表しております。先ほど10月から始まる交付金について、明確な当市で取り組むものを発表されませんでしたけれども、これ検討されている事業について、もし発表できるのであればお聞かせ願います。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 答弁繰り返しになりますけれども、現段階では今年度と同様のままになるのかという課題もございます。県の制度設計等をしっかりと見極めながら、将来にわたって市の子育て支援に資する取組となるように現在検討しているところであります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この議会の中で、恐らく検討はされていると、聞き取りの段階でもかなりいい線を私聞きましたけれども、発表できない内容があるのかどうか分かりませんが、個人情報に該当するのか、守秘義務に該当するのか、全然関係ないと思うんですけれども、隠す必要ないし、早くスピーディーにこれは公表すべきではないかと私思うんですけれども。

10月からの交付事業について、事業採択のための県への申込みの期日はいつになっていますか。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 当初春の段階では、5月末までに計画を出すようにと、それが今現在6月末までには出すようにというふうには来ておりますけれども、明確にいついつまでという通知はまだ来ていない状態であります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 明確に来ていないというか、県からは、たしか前に聞いたときは6月末がめどだというふうに聞いていましたけれども、早々と他の町村でも公表しているということは、そういう記述をにらんでの発表だと思うんですけども、何でこの場で発表をためらっているのか分かりませんが、何か当市の対応は遅い、そういうふうな気がしてなりません。

今日は子供たちも聞いていますけれども、私のほうから逆に提案させていただきます。各市町村で物価高に伴う食材費高騰による給食費の単価引上げを実施しているようですが、単価引上げによって市の給付単価が県の示す交付基準高を上回っている場合、その差額について県の交付金を充てることができると思いますけれども、当市における当市の給食単価と県の基準の単価はどのようになっているかお知らせください。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 給食費の単価引上げ分については、本交付金を活用できることとなりますけれども、国の交付金を充当している場合、その充当額が除かれることとなります。ですので、当市の場合、昨年度国の交付金を充当していましたので、当市の現状としては活用できない形となります。ただし、今後さらに値上げするとした場合は、その値上げ分というのは活用できるということとなります。

なお、当市の現在の給食費の単価というのは、小学校が284円、中学校が315円、県が算定に使用している単価というのは小学校が280円、中学校が310円となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。この交付金ですけれども、インフルエンザワクチンの接種費用に充当できると聞きましたけれども、これ当市において小中学校でやった場合、かかる経費は幾らになるか御答弁願います。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 子供のインフルエンザ予防接種費用についてお答えをいたします。

接種費用は、医療機関によって異なりますので、単価につきましては令和4年度に実

施した同事業による上限額4,278円と置いて、厚生労働省が推奨する接種回数を基に小学校児童数1,990人が2回接種、中学校生徒数1,033人が1回接種した場合で試算をいたしますと、接種委託料は約2,150万円となります。過去には、この費用は、財源は一般財源のほか、主に青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策補助金を活用しておりました。過去の同事業の実施状況ですが、令和2年度から4年度までの3年間、コロナ禍の中で季節性インフルエンザの発熱者にも対応を余儀なくされる医療機関の負荷を軽減することを目的として、接種費用が原則無料となる額を上限とした助成を生後6か月から高校3年生相当の18歳までの市民を対象に、特別にこのときは実施をしたものであります。令和元年度以前は、これは任意接種でありますので、実施しておらず、昨年度の新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類されたことを契機といたしまして、以前の取扱いに戻しております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 確認します。聞き取り段階でインフルエンザに係る総額、私1,300万円って聞いていたんですけども、今の答弁では2,150万円、これに間違いありませんでしょうか。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 打合せの段階でどのようなやり取りになったのかは、ちょっと私その場に在籍しておりませんでしたので、分かりませんが、恐らく決算ベースでの、実際に予算というのは最大で見ますので、2,150万円ということになりますけれども、仮に前回実施した際の接種率等を勘案すると、やや低い数字になるとしてお知らせをしたものかなと思います。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。この子育て支援の交付金ですけども、新規の事業に取り組む場合というふうに聞いておりましたけれども、今部長からの答弁のとおり、インフルエンザのワクチンの無償の接種事業、当市において令和2年度から4年度までの3年間、18歳未満の高校生を対象に実施してきたというふうに記憶しておりますけれども、これ令和5年から無償での接種事業としてやっていませんけれども、過去に接種事業をやった場合、今回の県の子育て事業に活用できるという認識でよろしいのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 令和5年度に実施していた事業かどうかとなりますので、インフルエンザの予防接種に関しては対象になるものと思っております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 令和5年度に事業をやっていなかったものが対象になるというふうな認識ですけれども、これ例えば給食費、現在当市で無償化していますけれども、一旦やめて、来年の4月から手を挙げた場合、どうなりますか。交付活用できませんでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 その辺は活用できないものと、一応確認はしておりますけれども、できないという回答を得ております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 多分そうだと思いますけれども。

次に、学校でのフッ化物洗口についてお伺いいたします。私、前に一般質問でも取り上げたんですけれども、学校でぶくぶくうがいするだけで虫歯の予防効果が非常に高いとされ、当時国の補助金もあり、市内の小中学校全部でも100万円前後で済むというふうな、そういう事業でありました。それでも部長はやらないというふうにたしか答弁されたと思うんですけれども、このフッ化物洗口、今実施すれば総額で幾らかかるか御答弁願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 そうすれば、フッ化物洗口の1年間における総額についてお答えいたします。

1年間実施した場合の総額は、小学校で約170万円、中学校で約88万円となり、合計約258万円となります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。

次に、学校生活で子供たちがとても楽しみにしている修学旅行でありますけれども、修学旅行に係る小中学校1人当たりのおよその負担額はどのようになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 修学旅行費についてお答えいたします。

令和5年度の1人当たりの平均負担額でお答えいたします。小学校児童でおよそ1人当たり4万3,000円、中学校生徒で1人当たり約7万8,000円となっております。また、修学旅行費を全額助成した場合の総額、小学校で約1,450万円、中学校で約2,420万円となり、合計で約3,870万円となります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。

今現在3歳児から5歳児クラスの保育料については、国の施策で無償化されております。ゼロ歳から2歳児については、保護者の負担となっております。年収によって保育料が定められておりますけれども、下は5,500円から上は4万5,000円とかなり幅があるようですけれども、本市において該当する人数が最も多い階層の推定年収と保育料はどのようなになっているか答弁願います。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ゼロ歳から2歳児の人数及び月額保育料の多い階層と世帯の年収についてお答えいたします。

ゼロ歳から2歳児の人数につきましては、令和6年4月1日現在、451名ございます。そのうち保育料を負担している人数は、382名となっております。月額保育料につきましては、保護者の市民税額によって決定をしております。対象世帯が多い階層は、世帯の推定年収が470万円以上640万円未満の世帯であり、月額保育料は3万円以上3万6,000円以下となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 年収は多いとしても負担が大きいのは事実であります。本市におけるゼロ歳から2歳児の保護者が負担している保育料の総額は幾らになりますでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 本市におけるゼロ歳から2歳児の保護者が負担している保育料の総額でございますが、令和6年度の見込みで年額約1億1,430万円となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 1億1,430万円ぐらいということで、このうちの年齢別の内訳、ゼロ歳、1歳、2歳児の内訳をちょっとお知らせ願います。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 内訳についてお答えいたします。

まず、人数と金額でお答えしたいと思います。4月1日現在の人数でございますが、ゼロ歳児が約41名、約943万円、1歳児が約179名、4,736万円、2歳児が約230人で……すみません、失礼しました。ゼロ歳児が約41人で94万3,000円、1歳児が約179人で、内訳については……失礼しました。1億1,430万円の内訳でございます。ゼロ歳児が41名で943万円、1歳児が179名で4,736万円、2歳児が約230名で5,747万円、以上となっております。

います。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。10月から県から交付を受けることのできる子育て支援交付金の限度額は8割ですので、先ほど答弁いただいたとおり、最高額を使って7,560万円ほどの交付を受けることができると。それに関わる事業費というのが2割分増えますので、9,450万円というふうになりますけれども、やはりただいま答弁いただいたインフルエンザワクチンの接種費用、学校でのフッ化物洗口、小中学校の修学旅行費用、そしてまたゼロ歳から2歳児の保育園の無償化、これ県の子育て支援の事業、当市で活用すれば大体このような内容になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 ただいま議員のほうから様々、インフルエンザからフッ化物洗口からいろいろ御提案をいただきました。繰り返しになりますけれども、そうした様々な取組が考えられる中で、来年度以降の継続性というのをしっかりと見据えた上で、将来にわたって子育て支援に資する事業としてどのような事業を実施していけばいいかというのを現在検討しているところであります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。令和7年度からゼロ歳、2歳児の保育料を完全無償化した場合、県からの交付金の額及び市の負担額は幾らになりますでしょうか、答弁願います。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 県の子育て支援市町村交付金を活用し、令和7年度からゼロ歳から2歳児の保育料を完全無償化した場合、県の交付金の交付率は8割でございます。令和6年度の見込みで算定いたしますと、市の負担となるのが2,286万円となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 市の負担金2,200万円ということで、これ県の交付金をフル活用して、来年4月から、ゼロ歳から2歳児の保育料について無償化をすることを提案しますけれども、再度市としての考えはどのように考えているかお知らせ願います。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 確かにゼロ歳から2歳児の保育料無償化事業についても、子育て負担の負担軽減に資する事業の一つであると認識しています。繰り返しになりますけれども、そういった様々な取組が考えられる中で現在検討しているところですので、御理解

願います。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 なかなか明確な答弁もらえないんですけれども、これ県の子育て支援の交付金をフル活用した場合、県の交付額、事業総額1億8,900万円というふうになっています。10月からの子育て支援、先ほど提案したわけですが、インフルエンザやフッ化物洗口、小中学校の修学旅行の費用の負担、要は助成とゼロ歳児から2歳児の保育料、これに先ほどの10月からのものを合わせて総額1億6,800万円ほどですか。これに対しては、市の負担金というのが3,300万円前後になるかと思うんですけれども、まだ決まっていないということ、これ財源が非常に必要になってくると思うんですが、昨日和田議員の答弁にもあったとおり、財源としては全国の皆様から寄せられたふるさと納税、課題の解決コース、これを充てることができると思うんですけれども、この基金残高は今現在幾らになっているかお知らせ願います。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 ふるさと基金のうちの地域課題解決コースの残高ということでございました。令和5年度末で約6億7,200万円となっております。ただし、これに令和6年度当初予算で約2億4,000万円ほどを予算としては措置しております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。4億前後はまだ残っているということの答弁でありますけれども、市長は市長の掲げるキャッチフレーズ、「子育てするなら五所川原市で」ということで、いち早く市で取り組んだ学校の給食費の無償化であります。もう全県的に給食費の無償化は始まるわけでございます。ましてやゼロ歳から2歳児の保育料の無償化を既に独自に実施している市町村もあります、県内で。ゼロ歳から2歳児について、既に保育料の無償化を実施している近隣町村はどこになるかお答え願います。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 正確なところはまだつかみ切れていないんですけれども、県内の市ではゼロ歳から2歳、完全に無償化しているのはつがる市と把握してございます。近隣では、完全に無償化しているのは中泊町と鶴田町でございます。あと、今後につきましては、青森市、平川市などで無償化等の報道がなされているとおりでございますけれども、正確なところは今まだ手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 今答弁あったとおり、近隣町村では保育料の無償化も既に実施しているところもあるということで、間もなく給食費の無償化も始まるわけでございます。「子育てするなら五所川原市で」というふうなキャッチフレーズですけれども、何ら近隣の町村と当市の違いがなくなっていくというふうなことであります。どうか市長、先ほど私が提案した支援事業を早くやりましょう。早く公表してください。新たな財政負担は生じますけれども、ふるさと納税があるかと思えます。この不公平な交付金、来年度見直しにかかるやもしれません。給食費以外でも8割の交付金から10割になるかもしれません。これ当市としても強く県に要望するべきというふうに私は考えます。青森市の西市長ではありませんけれども、夫婦が子供をもう一人、二人増やそうという、そういう気持ちになってもらえたり、安心して子育てができる、そういう五所川原を目指すべきでないでしょうか。近隣の町村に後れを取ってしまいます。「子育てするなら五所川原市で」、子供たちの未来のために、五所川原の未来のためにぜひスピード感を持って対応していただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○木村清一議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。今日は傍聴に小学校6年生の子供たちが来てくれています。議会でのやり取りは、日常会話と違って質問と答えの順番が独特です。頭がこんがらがるかもしれません。でも、ごめんなさい、一言では私も説明できないです。実は、おじさんもまだ慣れません。

さて、中央公論誌の今年の6月号で、「最新版消滅する市町村744全リスト」という特集がありました。画像をお願いします。拡大します。一番上が五所川原市です。消滅する市町村という表現に賛否があり、私もこの言葉自体が格差を生んでいくような表現だと批判しますが、データの面では国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口を加工したものであり、無視できないものであると思います。

若年人口の若年女性の人口の推移にフォーカスしています。若年女性とは、ここでは20歳から39歳の女性のことを指しますが、当市の2020年の若年女性人口は総人口5万1,415人に対して3,962人です。2050年には、総人口2万8,029人に対して若年女性人口は1,443人と推計されています。2020年と2050年を比較した増減率は、マイナス63.6%です。当市がどう評価されているかというと、自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要という群に分類されています。

改めて強調しますが、社会減対策が必要です。理事の皆様方も愛を込めて子育て支援

の施策をしている子供たちの多くも、学業や仕事のために1度は五所川原を離れる人が多いでしょう。ただ、離れなくていい仕組みや、戻ってきたいという気持ちや、戻ってこられる機会をつくるための政策に尽力しなければいけないと、このデータを見て改めて思った次第でした。画像を終了してください。

それでは、通告した内容に入らせていただきます。まず、県の子育て支援交付金を活用した本市の新規の子育て支援の取組についてです。昨日の和田議員、先ほどの外崎議員の質問に具体策は検討中とのお答えでした。画像をお願いします。こちらの画像は、5月25日時点の調査ですが、私も参加している青森県社会保障推進協議会が各自治体に県の交付金を活用して2024年に新たに行う予定の子育て支援策についての回答です。ここでは、給食費の無償化を既に実施している17自治体についてのみ取り上げています。17自治体中、本市を含む7自治体が検討中という回答でしたが、10自治体からは何らかの具体的な返答がありました。

青森市の施策については、先ほどの外崎議員も取り上げていました。報道でも取り上げられていました。御存じの方もいらっしゃると思います。2歳児保育料無料、修学旅行8割補助、新生児聴覚検査、虫歯洗口無料、医療費無料の高校生までの拡充というメニューです。報道によれば、これらの県の交付金を活用した各事業の経費は約5億3,658万円ということです。同市に用意されている交付金は、10月から半年分の給食費相当額で4億1,439万円です。新規の子育て支援事業に8割が交付されるという制度ですが、満額の4億1,439万円を受け取るための事業費は約5億1,800万円なのですが、青森市はこの額よりも1,800万円以上多い金額で新規の子育て支援事業を行おうとしています。青森市の負担分は1億2,200万円ほどです。これは半年分なので、4月から同じ設計だったら、負担分は優に2億円を超えます。

ほかの自治体のメニューも見ていきましょう。平川市は保育料無料化、18歳までのインフルエンザ予防接種無料、蓬田村は保育料無料化、保育園の給食費、副食費の無料、医療費無料の高校生までの拡充、鶴田町はおむつ代無料を挙げていますが、そのほかのメニューも含め最大限活用する予定です。横浜町は修学旅行費無償化、高校までの通学等支援、東北町は保育料無料化、保育等の給食費、副食費の無料化、修学旅行無料、六ヶ所村は修学旅行無料化、おむつ代無料化、南部町は修学旅行無料、保育等の給食費、副食費の無料化、階上町は保育等の給食費、副食費の無料化、新郷村は保育の給食、副食の無償化、学童保育完全無料、インフルエンザ予防接種無料、おむつ無料というメニューになっています。画像を終わってください。

青森市をはじめ、医療費無料の高校生までの拡充がメニューになっている自治体が幾

つかありましたが、五所川原市は既にこれは行っているのです、これをメニューにはできません。知事は、子育て支援日本一の先進県としてPRしたいという意向もあるようですが、当市は内容としても新しい子育て支援メニューが期待され、注目される状況ができていていると思います。改めて、どのような新規の子育て支援の取組を計画しているかお伺いします。

続いて、子育て支援関連の給付金を電子商品化することを提案します。電子商品券は、例えば昨今かなり浸透してきたQRコード決済の〇〇ペイと同様の仕組みで、例えばですが、五所川原地域振興スマイルポイント、スマイルペイと名づけた電子マネーを給付する仕組みです。電子商品券化のメリットは大きく、子育て世代はスマートフォンの操作に慣れていていると考えますが、市のお考えを教えてください。

続いて、通告した2つ目、ネーミングライツ（命名権）の導入についてです。まず、ネーミングライツ（命名権）とは、施設等に新名称をつける権利等を付与する代わりに、対価としてネーミングライツ料を受け取る仕組みです。ごく最近も津鉄、津軽鉄道が鉄路維持の資金調達のために副駅名ネーミングライツパートナーを募集したというニュースもありました。6月2日の報道によると、全12駅のうち4駅が決定したそうです。ネーミングライツ（命名権）の概要は伝わりましたでしょうか。

質問内容に入りますが、雪害による損傷で度々克雪ドームの改修が必要になっています。令和4年度に1億2,991万円かかった改修、令和5年度に508万2,000円かかった改修がありました。しかし、これらの雪害による損傷は、100%共済の填補がありました。しかし、当市が加入している建物共済の内容が変更になり、今後雪害による損傷では損害の100分の50に相当する額の填補しか受けられなくなります。

画像をお願いします。これは、当市が入っている建物共済のホームページの画像です。こんなときに共済金をお支払いしますとあって、火災、落雷、破裂、爆発、8番目に風災、水災、雪災とありますが、下の注意書きのところに、これらの風災、水災、雪災、土砂崩れによる損害の共済金は100分の50に相当する額となりますとあります。画像終わってください。雪害による損傷は避けられないものです。誰も予想ができません。また、いつ巨額の改修費が必要な損傷を受けるか分かりません。今後の改修に備え、克雪ドームにネーミングライツを導入して、改修で生じる経費を補えるようにしてはどうか提案します。市のお考えを教えてください。

次に、通告した3つ目、災害対応について。まず、能登半島地震は、人口減少に悩む地域に深刻な被害をもたらし、今なお住民救済、復旧に向けた取組が続いています。能登半島地震でも、国や県の要請がなされる前から、自治体間の日常的な連携に基づいて

自発的に支援を実施する自治体が多くありました。当市に大規模災害が発生した場合の自治体連携について、県内自治体との連携と協定を結んでいる離れた自治体との連携について、どのようになるかそれぞれ教えてください。

災害対応について、2つ目、福祉避難所の当市の現状についてお伺いします。福祉避難所とは、障害者、高齢者などの要配慮の人々の受入れが可能な避難所のことです。

災害対応について、3つ目、災害発生時の避難所運営や備蓄について、当市ではどの程度男女共同参画の視点、女性の視点を取り入れているかお伺いします。

以上が私の1回目の質問になります。理事者の皆さんの簡潔で誠意ある御回答を期待しています。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○鎌田 寿財政部長 県が創設した当該交付金の活用については、昨日から様々御心配をいただいているところであります。ただ、先ほど花田議員から資料のほうでお示しいただいたとおり、様々な取組というのが考えられると思います。その中で、将来にわたって市の子育て支援に資する取組となるよう、来年度以降の継続性というものを考慮しながら現在検討を進めているところであります。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 議員御提案の子育て支援関連の給付金を電子商品券化してはどうかということについてお答えいたします。

子育て支援関連の給付金の支給方法としては、現金給付や金券の配布、現物給付などがございしますが、事業の目的や効果などに応じて選択する必要があると考えてございます。市がこれまで実施してきた子育て支援関連の給付金につきましては、子育て家庭の経済的支援を目的として、できる限り迅速に支給するため申請を不要とし、児童手当等の支給口座に直接振り込む積極支給により現金給付を行ってまいりました。子育て家庭からは、支給の早さや利便性のよさから現金給付を望む声が多く聞かれており、議員御提案の電子商品券化につきましては諸課題があるため、現時点では考えてございません。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 つがる克雪ドーム等のネーミングライツの導入についてお答えいたします。

当市では、令和3年度にネーミングライツ事業実施要綱を作成しておりますが、これまで事業実施には至っておりません。議員提案の施設の改修経費につきましては、従前のおおりのとおり、保険対象であれば保険で対応してまいりますが、市の財政負担の軽減を図る

べく、ネーミングライツ事業の導入に向けて検討してまいります。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 他自治体との協定の種類と内容についてお答えいたします。

まず、県内の自治体との協定についてお答えいたします。県内の自治体とは、青森県と県内市町村で、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定及び大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定の2つの協定を締結しております。いずれの協定も広域的な災害への対応を想定しており、生活必需品や資機材の提供、人員の派遣、避難者の受入れ、防災拠点の確保など、県と各市町村が連携して活動する内容を定めたものです。

次に、県外の自治体との協定についてお答えいたします。県外の自治体とは、三重県亀山市と茨城県鹿嶋市の2市と、それぞれ災害時相互応援に関する協定を締結しております。三重県亀山市とは、当市の芦野公園にある太宰治の銅像の作者、中村晋也氏が亀山市出身であることが縁で、茨城県鹿嶋市とは、平成24年に制作した五所川原立佞武多「鹿嶋大明神と地震鯨」のモチーフが鹿嶋市の鹿嶋大明神であることが縁で締結に至ったものです。いずれの協定も、どちらかの自治体が被災した場合に、災害発生時の生活必需品や資機材の提供、人員の派遣、避難者の受入れについて協力する内容を定めたものでございます。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 福祉避難所の協定及び指定の状況についてお答えいたします。

現在市では、45法人が運営する83か所の社会福祉施設等と協定を結んでおり、そのうち指定福祉避難所として指定している施設は81か所となっております。その協定の内容についてでございますけれども、市と各法人単位で協定を締結しておりまして、協定の内容とすれば、法人ごとの受入れ施設、移送などの受入れ態勢、開設期間、費用負担、そういったものを協定書の中で定めてございます。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 避難所運営や備蓄への男女共同参画の視点についてお答えいたします。

令和5年度は、市浦中学校において、一般社団法人男女共同参画地域みらいネットと連携して、ジェンダー平等や多様性への配慮を取り入れた防災意識の向上を図る避難所運営訓練を実施しております。また、避難所で居住空間や更衣室を区別するためのパーティションや簡易テント、生理用品などを備蓄してございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。一問一答式で再質問させていただきます。

まず、新規の子育て支援の施策についてです。こちらは、再質問はありません。3月議会で私は、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の制度設計に対して、このままでは先に給食費無償化を実施している自治体の負担ばかりが増大してしまうので、制度設計を改めるべきという考えを述べましたが、その思いは変わりません。市長も、来年度も同様の設計のようだったら、知事に考えを述べたいとおっしゃっていました。負担の重さは、先ほど青森市が半年で1億円以上負担しなければ、給食費相当額の交付金額を受け取れないという話でも皆さんに伝わったと思っています。ただ、同時に新規の子育て支援にも期待しています。五所川原らしさのあるメニューを期待しています。

続いて、電子商品券の件です。こちらも再質問はありません。子育て支援関連の給付金ではありませんが、令和5年度には課税世帯の世帯主にギフトカード1万円を配布するという事業を行っています。1億5,000万円の配布の経費で750万円程度かかっています。令和4年度には、五所川原市地域振興券の配布がありまして、全ての市民に5,000円ずつ配布し、マイナンバーカードの所有者や作成者には3,000円プラスという給付でした。約3億6,000万円の配布で、配布等に関しては業務委託し、委託料はおよそ1,400万円でした。このときは、既存のギフトカードではなく、独自の地域振興券を刷っていました。地域振興券の取扱店は、市内で計387店舗でした。令和5年度のギフトカードはJCBのものでしたが、地元の商店などでは使えないので、せっかく地域振興券を取り扱った店舗のリストがあるのに、地域振興の面で考えると、もっとどうにかできるのではと考えた議員は少なくなかったです。平成31年度には、プレミアム付商品券の事業がありました。地域で使える商品券をお得に購入できるという事業でした。1億1,670万円の商品券の販売にかかった経費は約3,730万円でした。紙の商品券を配布するには、経費がかさみます。まして独自の地域商品券を印刷して配布するのは、さらに経費がかさみます。

画像をお願いします。電子商品券のメリット、デメリットを簡単にまとめました。まず、メリットですが、域内の使用に限定できます。地域振興券で取扱店を募集したのと同様です。換金が不可能です。全国的な商品券は換金可能です。現金化した後は、給付金として想定していない使い方が可能です。物理的に発送するわけではないので、発送作業等に関わる事務作業経費が削減されます。商品券は額面が1,000円でお釣りが出ないのに対し、1円単位で利用できます。例えば1,000円を超えないメニューが中心の飲食店での利用も期待できます。地域振興券は、取扱店がお店で使われた地域振興券を集計し

て、それを市側に実券を含めて戻さなければ精算になりませんが、電子商品券の場合、その手間はないので、集計、精算に関わる作業が削減できます。非接触なので、感染症対策になります。使用状況のデータが蓄積されるので、市民が何を必要としているのかわかります。また、この画像にはないですが、重要な点で、偽造による不正利用を防ぐことができます。

デメリットですが、スマートフォンの操作が困難な場合、使いづらくなります。スマートフォンに慣れていない高齢者が給付対象だと、電子商品券のみというのは難しいでしょう。だから、今回私は、子育て世代から始めてみてはどうかという提案をしました。利用店舗がタブレットなどを導入する必要があります。これは、電子端末の導入を補助したり、電子端末を貸与することで解決できます。画像を終わってください。

今後も何らかの給付の機会はあると思います。電子商品券で幾つかの課題を解決し、経費や事務を減らすことができます。小さい給付からでも活用してみることを期待しています。

続いて、ネーミングライツの件の再質問に入ります。ネーミングライツの制度が使える状況になったのは令和3年度からという御答弁をいただきました。現在まで利用されなかったことには何か理由が考えられるでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 理由というところまでは、ちょっとお答えしかねる部分がございますけれども、ただ制度としては令和3年7月1日付で、五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱を告示しております。そして、庁内各課へ募集に係る取扱いを通知しておりまして、運用可能ということにはなっております。この導入手続についてでございますけれども、施設所管課において導入検討、公募を行い、管財課において審査委員会を開催、決定の上、契約締結という流れになってございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 庁内での制度としてはしっかり整っているということなので、ぜひ活用してほしいと思います。活用する予定ということだと。画像をお願いします。こちら県内の自治体でネーミングライツを活用している例です。一番上、例えばですが、むつ市総合アリーナは、前田商事株式会社をパートナーにむつマエダアリーナという愛称です。年間225万円の契約です。額が大きいので言うと、八戸市の屋内スケート場は、株式会社吉田産業パートナーにYSアリーナ八戸という愛称です。年間2,200万円の契約です。スポーツ施設が多いのですが、文化施設の例が県内にもあります。今のスケート場の下のところ黒石市立図書館があります。青森オリンパスをパートナーにオリンパ

ス黒石市立図書館という愛称です。年間110万円の契約です。画像を終わってください。

先ほどは、克雪ドームでお伺いしましたが、市はほかにも多くのスポーツ施設や文化施設を所有しております。例えば2026年の国体のバレーボールの会場になる市民体育館も、今ネーミングライツを希望する事業者を期待できます。そこで、克雪ドーム以外のほかのスポーツ施設やオルテンシア等の文化施設にもネーミングライツを導入するお考えがないかお伺いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 その他のスポーツ施設及び文化施設への導入についてお答えいたします。

五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱では、対象施設等をスポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設等としております。つがる克雪ドーム以外の施設も事業の対象となります。教育委員会所管施設では、議員がおっしゃったとおりに市民体育館、ふるさと交流圏民センター等の施設がその対象となります。教育委員会といたしましては、各施設の特性等を吟味し、ネーミングライツの導入について今後検討してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 まず、積極的にやってみるということで理解しました。調べている中で、パートナーが見つからない事例もありましたが、どんどんやっていただければと思います。また、市民が嫌悪を感じるような愛称にならないよう、節度ある愛称になるような仕組みを取り入れていただきたいというお願いもさせていただきます。

続いて、大きな3つ目、災害対応についての再質問に入ります。県内の相互応援に関する協定、先ほど2つ挙げていただきましたが、それぞれ平成30年と令和3年に締結されています。県や市町村の担当者は、それから何代か替わっていますが、担当者は替わっても、常に実効性を伴うよう研修等は行われているのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 研修ということではございませんけれども、毎年1回、県の防災担当課長会議というものがございまして、そこでは周知しているところでございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 実際の災害の際に機能するように努めていただければと思います。

次、離れた2都市との協定に関してです。締結は、両都市とも平成24年です。実際に応援が必要になった際にスムーズな連絡が取り合えるような取組というのは、何か行っ

ているんでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 県外の自治体との協定に基づく応援、今議員おっしゃいました三重県亀山市、茨城県鹿嶋市、この2つ、私も先ほど申しましたけれども、こちら年1回、年度初めの担当が替わる時期に連絡先や連絡方法の確認をしてございます。また、気象情報を確認し、警報が発表されている場合は、応援の必要性について確認しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 離れた自治体との協力というところで、熊本地震の際にはふるさと納税事務の代行支援だとかがあったということなんですけれども、もう少し具体的にどういうことが可能なのかということは何か上がっているんでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほども答弁いたしましたけれども、災害発生時の生活必需品、資機材の提供、人員の派遣、避難者の受入れといった協力内容についてでございます。実際なんです、令和4年8月、こちらでの豪雨災害の際、向こうのほうから大丈夫ですかということで連絡はあったということでございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 分かりました。

続いて、福祉避難所の件です。画像をお願いします。こちらは、五所川原市のホームページなんですけれども、福祉避難所として協定を締結している施設の一覧を見ることができます。しかし、災害の際に全ての福祉避難所が開設されるわけではないので、注意が必要です。市からの要請で福祉避難所は開設されます。画像を一旦終わってください。

再質問です。質問への調査をしている際に福祉避難所開設・運営マニュアル、指定施設向けのものですが、これを見せてもらいました。その中で、妊婦の扱いは明記されていませんでした。妊婦に関しては、どのような扱いを想定しているのでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 福祉避難所の受入れ対象者に妊婦は含まれないのかという御質問についてお答えいたします。

指定福祉避難所は、高齢者や障害のある方など、特別な配慮を要する方のための避難所となっておりますが、妊婦につきましては対象になってございません。妊婦の方は、指定一般避難所に避難することはできますが、避難時に体調の悪化などが見られた場合は、速やかに病院などの医療機関へ搬送するというふうにしてございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 分かりました。

福祉避難所ごとに受け入れる対象も違います。環境も違います。先ほども統一の福祉避難所開設・運営マニュアルがあることには触れましたが、福祉避難所ごとのマニュアルはありますか。また、訓練はしていますか。福祉避難所は、それぞれ必要な備蓄をしていますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 福祉避難所の平常時の備えということでお答えをしたいと思います。

市では、施設向けの福祉避難所開設・運営マニュアルを策定し、各指定福祉避難所に配付をしています。本マニュアルでは、平常時の準備として、福祉避難所設置計画書の作成、また施設における災害対応マニュアルなどの整備、福祉避難所開設・運営訓練の実施に努めることなどを記載しています。

各施設の実施状況でございますが、訓練については市が主催する図上訓練に参加をいただいております。なお、独自マニュアルや独自訓練の実施状況については、現時点では把握をしてございません。

備蓄の状況につきましては、指定福祉避難所用としては備蓄をしておらず、施設の災害用備蓄を避難者へ提供した場合に、市の災害救助費などにより精算をすることにしてございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 画像をお願いします。こちら福祉指定避難所に関して個別の開設・運営マニュアルを作成している市町村の割合、マニュアルに従って訓練をしている割合、必要な資材を備蓄している割合について調べ、2023年に調査されたものです。実際避難所ごとにマニュアルがあるところというのは9.4%、そのマニュアルがあるところに限ってマニュアルに従って訓練しているところは13.53%、必要な資材を備蓄しているところが30%となっています。指定福祉避難所と協定福祉避難所というのが分かれています。当市においては告示しているかどうかの差で、全ての福祉避難所を指定避難所のように動いているということなので、この別は当市においては気にしないでください。福祉避難所ごとにマニュアルを用意している市区町村は、10%程度と多くはないですが、あったほうがいいのは明白です。

次の再質問です。画像を終わってください。能登半島地震は、寒冷地域で寒い時期に発生したことが原因の災害関連死がありました。当市も寒冷地域にあります。当市では、

冬場での災害を想定し、福祉避難所での寒さ対策に関して何か準備をしていますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 福祉避難所における寒さ対策についてお答えいたします。

指定福祉避難所では、避難所は多くが社会福祉施設であり、高齢者や障害者など日常生活に支援が必要な方が利用してございます。災害等により電気などのライフラインが寸断された場合、利用者の身体に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、災害時にサービス提供が維持できるよう、各施設に業務継続計画の策定が義務づけられてございます。それにおいて、暖房器具などは備えているものと、確保されているものと考えてございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 例えば暖房器具が電気のものだったりは、能登半島地震のときのように暖房が使えなくなってしまうということも考えられると思うので、何らかのそういうことも含めた対応を期待したいと思います。今福祉避難所について聞きましたが、指定一般避難所での寒さ対策はどうでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 指定一般避難所の暖房設備が停電により使用できない場合は、県や民間事業者との連携の下、自家発電機の使用などにより電力を確保するなど、寒さ対策を実施いたします。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 分かりました。今言った対策は、実際に実行できるように準備していただければと思います。気温が10度下がると血圧が10上がると言われています。高齢者や高血圧の方にとって寒さはとても危険です。避難生活において寒さは、死に至らしめるものです。継続して対策をお願いします。

続いて、災害対応についての3つ目の項目の、女性の視点についての再質問に入らせていただきます。画像をお願いします。内閣府の男女共同参画局が災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～というガイドラインを出しています。「災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要」とまずあります。ちょっと分かりづらいですが、地震のマグニチュードや台風の威力や大雨の程度は人間が決められないけれども、災害による被害の大きさには社会の在り方も関係するので、社会要因のほうで困難を最小限にしていきたいと思いますという意味です。

続きます。「中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須」、「都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの」とあります。

その後、7つの基本方針が示されます。1、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる。2、女性は防災・復興の「主体的な担い手」である。3、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する。4、男女の人権を尊重して安全・安心を確保する。5、女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する。6、男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける。7、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮するとあります。

基本方針にも平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となるとありますが、当市の防災管理課に女性の職員はいらっしゃいますか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 防災管理課の女性職員につきましては、令和2年度から4年度までは1名在籍しておりましたが、現在はゼロ名となっております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 現在いないということなので、人事をつかさどっている方々には、ぜひ今後このことにも気を回していただきたいです。

男女共同参画の視点で活動されている女性お二方の言葉を紹介します。能登半島地震で石川県穴水町の避難所で支援を続けた男女共同参画地域みらいねっと、先ほど五所川原市も研修を一緒にやっていると言っていた団体ですが、小山内世喜子さんによると、支援した避難所の中学校は、いつときは200人以上が避難していましたが、性別にかかわらず空き教室などに多くの方が寝泊まりして、着替えができる場所もなく、プライバシーへの配慮がされていない状況だったということです。

男女共同参画地域みらいねっとは、女性防災リーダーの育成などに取り組んでいる団体です。当市の女性議員の高橋美奈さんも活動に参加していると聞きます。小山内世喜子さんの言葉ですが、女性の場合、清潔を保たなければ膀胱炎などになったりするおそれがあるが、声を上げにくい。また、炊き出しは女性で作るのが当たり前となってきた、それが1か月、2か月続くと女性が疲弊してしまう。自主防災会などで話し合うときには、女性が入って意見を言うことが大事だと言っています。

今度は、東日本大震災での経験について、宮城県のNPO法人イコールネット仙台の宗片恵美子さんの言葉を紹介します。当時は、避難所に仕切りがなく、授乳や着替えをするスペースがなかったほか、生理用品や下着など女性に必要な物資が届かなかった避難所の運営リーダーは男性が多く、女性の声が届きにくい状況があった。災害が起きたから突然みんなで協力するということではできません。平時から男性、女性が一緒に防災や減災の取組をしっかりと進めていくことが必要だと話しています。

国は、自治体に対して、防災を担当する部署に女性職員を配置するなどして災害対応を進めるよう呼びかけていますが、まだまだ女性職員の割合は当市のように少なく、手元にあるデータでは、内閣府が2023年12月にまとめた調査では、全国1,741の市町村で防災や危機管理の担当部局に配置されている女性職員の割合は2023年4月時点で平均で12.2%にとどまり、女性職員が全くいない自治体は900を超え、半数以上に上っているということです。防災管理課にまず女性の職員がいる自治体に変わっていきましょう。

画像をお願いします。先ほど紹介したガイドラインに備蓄チェックシート、避難所チェックシートなどのチェックシートがあります。このような具体的にどんなものが必要になるかということが書いてあります。生理用ナプキン、おりものシート、サニタリーショーツ、防犯ブザー、中身が見えないごみ袋、女性用下着など、一覧になっています。

もう一つの避難所チェックシートというのもあります。これは、避難所が開設してから使うように用意されているシートですが、平時から意識しないと急にはできないような内容になっています。授乳室がある男女別更衣室、男女別休養スペースがある、男女別休養スペースが離れた場所にあるなどです。ヒアリングの際、当市ではこれらのシートをどのように扱っているか伺ったところ、使っていないということでした。これらも使って、女性視点のニーズを聞き、男女共同参画の視点から災害に平時から備えられている五所川原市、期待しています。また、今回私がフォーカスしなかった指定一般避難所についての開設・運営マニュアルは現状なく、今作成中だと聞きました。こちらにも命に関わる必要なものです。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時27分 休憩

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、公明党で、能登半島地震を踏まえ、東北の半島に住む議員で半島防災対策検討委員会を設置させていただき、5月20日の現地調査も踏まえ、半島防災に役立たせようということで、今回当市でも、この防災対策1本に絞らせていただいて、質問を取り上げさせていただきます。

まず、その第1点として、津軽半島の中の災害拠点としての市の認識と受援計画についてお尋ねいたします。五所川原市は、御承知のように、津軽平野のほぼ中央に位置し、五所川原地域及び金木地域と、北津軽郡中泊町の一部を挟んで津軽半島北西部に位置する市浦地域から構成され、五所川原、金木地域の東側は中山山脈を境にして県都青森市に接し、西側は岩木川を挟んでつがる市に、南側は鶴田町に、北側は中泊町中里地域にそれぞれ接し、市浦地域の東側は中泊町中里地域に、南側はつがる市に、北側は中泊町小泊地域にそれぞれ接し、西側は日本海に接しております。

また、近年の自然災害の頻発化に伴い、自治体連携は強化され、被災地をサポートする共助の枠組みも定着しているはずであります。市区町村の災害時相互応援協定などを通じた人的派遣もあり、重層的な支援を可能にしているはずであります。

そこで、津軽半島の災害拠点となるべき当市は、この点をどのように認識し、またいまだ作成されていない受援計画の策定について、その見通しについてまずお尋ねいたします。

次に、第2点として、それぞれの耐震化についてお尋ねいたします。耐震化の第1点は、道路、迂回路、橋梁の耐震化についてであります。国による多くの道路は、高度経済成長期以降に整備されており、2023年には道路橋は約39%が、トンネルは約27%が建設から50年以上経過しております。ただし、平成7年度から9年度実施の青森県地震災害想定によると、五所川原市の液状化危険度は4段階のうち危険度が一番下の危険性がかなり低い、危険度が下から2番目の危険性が低いになっているようであります。また、迂回路の有無は、青森県が想定している道路公共推進計画によると、五所川原市に孤立集落はないというふうになっているようでございます。また、橋梁の耐震化についても、市所管の橋梁についてはこれまで定期点検を実施し、計画的な補修、長寿命化に努めているようであります。

そこで、お尋ねですけれども、災害時の緊急救命活動や復旧支援活動を支えるため、

緊急搬送道路上の橋梁について、耐震補強はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、第2点は、木造住宅の耐震化についてお尋ねいたします。一般木造住宅の耐震診断はどうなっているのでしょうか。耐震化状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

第3点は、上下水道の耐震化についてお尋ねいたします。まず、上水道の耐震化の現状についてお尋ねいたします。当市の上水道施設の耐震化の現状はどうなっているのでしょうか。

次に、下水道施設の耐震化の状況についてですけれども、重要な幹線などについて耐震化はどうなっているのでしょうか。

第2点、污水处理施設の耐震化の状況はどうなっているのでしょうか。五所川原市浄化センター、梅田地区処理場、藻川地区処理場、十三地区処理場、相内浄化センター、蒔田地区処理場の耐震化の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、大きく3点目として、防災訓練、避難についてお尋ねいたします。その第1点は、備蓄の状況についてですけれども、当市では食料、飲料水、段ボールベッド、テント、毛布類、トイレカーなどの準備の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。何日分で、支援体制はどうなっているのでしょうか。保管場所はどこにあるのかも併せてお尋ねいたします。

次に、第2点として、1次避難、2次避難についてお尋ねいたします。1つ目の実効性のある防災訓練の実施として、1次避難訓練の実施状況、今後の計画、見通しはどうなっているのかお尋ねいたします。

2つ目に、2次避難施設の想定についてお尋ねいたします。県と市で連携して締結している災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、2次避難することを想定しているはずであります。当市では、どのように2次避難を考えているのかお尋ねいたします。

次に、第3点は、要援護者の受入れ態勢についてお尋ねいたします。その受入れ態勢についてはどのようになっているのでしょうか。要援護者の避難先として、社会福祉施設を運営している法人と協定を締結し、福祉避難所の確保も進めているはずであります。その状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わりますけれども、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、津軽半島における防災拠点としての当市の認識と受援

計画についてお答えいたします。

まず、津軽半島における防災拠点としての当市の認識についてでございます。青森県が広域的な災害に対応するため、県内市町村と締結している協定に基づき確保している防災拠点施設を見ますと、津軽半島地域の8市町村が所有する38施設のうち、当市は14施設と4割近くを占めていること、また西北地域の各市町への交通の要衝であることを踏まえ、当市は拠点として重要な位置にあると認識しております。

次に、受援計画についてでございます。青森県は、平成30年3月に県内外からの広域的な人的、物的支援の受入れ態勢を事前に定めた青森県災害時受援計画を策定しており、津軽半島で広域的な災害が発生した場合は、この計画に基づき、県と市町村が連携して対応することになっております。

続きまして、当市の受援計画の現状についてでございます。受援計画は、災害基本法にのっとりまして、策定が自治体の努力義務とされているものでございます。青森県においては、約6割の自治体が未策定になってございます。当市も、現時点ではまだ策定には至っておりませんが、近年の災害の激甚化から受援体制の構築は必要性が増していると認識しております。現在、令和6年度中の策定を目指して取り組んでいるところでございます。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 道路、迂回路、橋梁の耐震化の実施についてお答えいたします。なお、迂回路については、道路と同じ定義でお答えいたします。

現在、道路についての耐震基準はございません。また、当市が所管する道路においては、先ほども議員が申し上げられましたとおり、液状化の危険性が低いこと、また大規模な盛土道路がないこと、以上を考慮し、耐震化を実施する予定は考えておりません。

また、橋梁については、災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、県が指定する緊急輸送道路に架かる長さ15メートル以上の橋について、耐震補強を国が推進していることから実施してまいりたいと考えております。

続きまして、当市の木造住宅耐震化の状況についてお答えいたします。平成30年住宅・土地統計調査から令和2年度時点で推計した当市における住宅耐震化の状況は、住宅1万8,420戸のうち耐震性のある住宅は1万5,912戸で、耐震化率は86.4%となっております。

また、耐震化率の向上を図るため、平成25年度より国の補助事業を活用した五所川原市木造住宅耐震診断支援事業を行っており、現在広報ごしょがわら、市ホームページ、Gラジ、ごしょLINE等を利用し、周知しているところでございます。

以上です。

○木村 博副議長 上下水道部長。

○平野聡史上下水道部長 上下水道の耐震化についてお答えします。

上下水道の耐震化率は、基幹管路につきましては42.9%となっております。

施設の耐震化率につきましては、耐震診断を実施しており、全て基準を満たしております。

下水道の耐震化率につきましては、重要な幹線の管路が47.4%となっております。

汚水処理施設につきましては、五所川原市浄化センター、相内浄化センター、梅田、藻川、蒔田の各農業集落排水処理場、十三地区漁業集落排水処理場の6処理場のうち、相内浄化センターと蒔田地域農業集落排水処理場が耐震基準を満たしております。

なお、五所川原市浄化センターにつきましては、平成26年度に耐震診断を実施しており、管理棟と汚泥処理棟の建屋については耐震化工事を完了しております。

上下水道における施設及び管路の耐震化につきましては、今後も着実に更新していくこととしておりますが、施設の重要度を考慮しながら効率的に進めてまいります。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、市の備蓄の状況についてお答えいたします。

当市の備蓄は、防災倉庫、金木総合支所、市浦コミュニティセンターに保管しております。食料、飲料水、衛生用品など特に重要視される生活必需品については、県が定める青森県災害備蓄指針に基づき、食料2,440食、飲料水1,896本、段ボールベッド120セット、ワンタッチテント120張り、毛布600枚、簡易トイレ120台、トイレ袋5,000枚、トイレレットペーパー660個を備蓄しております。

次に、避難訓練についてお答えいたします。直近では、主なところで脇元地区、磯松地区及び市浦中学校において、津波からの避難を想定した訓練を実施しております。また、現在のところ、令和6年度中ですが、姥范地区におきまして内水氾濫を想定した避難訓練を予定しております。

次に、1次避難、2次避難についてお答えいたします。まず、1次避難についてでございますが、1次避難は安全の確認できた指定一般避難所や指定福祉避難所に避難していただくことを想定しております。

次に、2次避難についてでございます。2次避難は、青森県と県内市町村が締結している災害時における青森県市町村相互応援に関する協定や、市が単独で民間事業者と締結している災害時における宿泊施設の使用等に関する協定に基づき、県や民間事業者との連携の下、利用可能な施設へ避難していただくことを想定しております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 福祉避難所の確保状況についてお答えいたします。

市では、災害が発生した際に、特別な配慮を要し、指定一般避難所での生活が困難な方の避難先として指定福祉避難所を確保してございます。現在、45法人が運営する83か所の社会福祉施設等と福祉避難所の確保に関する協定を締結してございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。一問一答で質問させていただきます。

まず、第1点目の、津軽半島の中心の災害拠点としての認識があるのかという点、答弁いただいて、そういうふうな認識であるということですよ。そこで、受援計画のことについて、これ大事ですので、今のところ作成されていないということのようで、令和6年度中に作成するという見通しを立てているようですけれども、今現在どのような状況にございますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 現在の作業状況でございますけれども、現在素案の内容を精査している状況でございます。今後、消防機関等の関係機関との調整、そういった必要な作業を進めて、令和6年度中に策定というふうに考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ぜひともそれができたときには、議員全員にも説明できるように教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、耐震化のことについてお尋ねいたします。道路、迂回路、橋梁の耐震化についてですけれども、そういうふうな基準はない中で、橋梁の部分についてですけれども、耐震補強をまだやっていないようでございますけれども、具体的に橋梁の部分について、なぜこういうふうなことを質問するかというと、能登半島の地震を現地で見させていただいたときに、道路が崩落しているわけです。それも能登半島は、高規格道路が能登半島の山間地域をずっと横断してしまっていて、それがぼつぼつと陥落していると。恐らく盛土が崩れているんじゃないかなと。道路が半分しか残っていません。高規格道路ですよ。五所川原の場合には、そういうふうな高規格道路というのは、津軽自動車道とか、そういうのは一部しかないの、そういうふうな心配はないのかなと思いますけれども、中山間地域の、五所川原でもあるわけですが、あそこの道路が崩れたりとかってするような心配はないのかなと考えますと、あるのではないかなと思いますけれども、あの中山間地域の道路というのは特に耐震補強とか、そういうことを考える必要ないのか。

それと、橋のことですけれども、五所川原市の橋、どうなんですか。計画的に長寿命化でいろいろと橋の架け替えとかやっているようですけれども、地震に対して耐震化をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 中山間地域の道路についてお答えいたします。

地震の大きな外力に対して、盛土は行っていないものの、道路におきましては、規模の大きさにもよりますけれども、早期復旧が可能であるという特徴から、まず道路に関しては耐震化は行われぬのが実情でございます。

また、もう一点、橋の長寿命化計画の内容でございますけれども、昨年度新生大橋の上下部工の橋脚のひび割れ、それから断面補強及び階段等の補強をしたものであります。今年度におきましては、同じく耐震補強詳細設計を行い、来年度補修工事と並行に耐震補強工事を施工していく予定としております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 計画があつてそのように進められているということですが、しっかりと災害に、地震に備えて耐震補強、橋のほうをやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、木造住宅の耐震化について再質問させていただきます。木造住宅ですけれども、御承知のように耐震診断、助成金があるわけですけれども、当市で県からの助成もあつて、この耐震診断に一体幾らかかつて、助成金は幾らあるのか。

また、今後の耐震診断の普及方法と耐震化するための助成の有無について、なぜこういう質問をするかといいますと、木造住宅、はっきり言って耐震診断なんて、聞くところによると1件しかないというようなことを報告聞いていますけれども、この点も踏まえて耐震診断、耐震補強する上で助成金がないのか、この点も踏まえて詳しく説明願います。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 木造住宅の耐震診断後の改修費用に対する補助事業、また今後の予定についてお答えいたします。

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された木造住宅については、国の補助事業の中に木造住宅耐震改修支援推進事業があります。その内容は、耐震改修、建て替え、または解体費用の23%、上限が100万4,000円となります。23%の内訳といたしましては、国が11.5%、県が5.7%、市町村が5.7%であり、残りの77%は住宅所有者が負担する事業でございます。当市といたしましても、現在この木造住宅耐震改修支援推進事

業は行っておりませんが、耐震診断後の事業となりますので、今後検討していくものとしております。

以上です。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 まず、耐震診断の助成が行われてから耐震診断を受けた方というのは何件ありますか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 平成26年に1件ございました。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 さっきも私、ちょっと口走ってしゃべっちゃったんですけども、1件だということで、これ耐震診断自体もなかなか皆さんやらないし、まして耐震診断に基づいて補強が必要だといっても、改修工事なりなんなりもお金がかかるといことですけども、耐震診断そのものは大体幾らぐらい平均かかって、そのうち助成金は幾らありますか。診断のことです。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

診断費用は、200平米以下の場合には総額14万7,000円となります。申請者の負担といたしましては、1戸当たり1万1,000円をお願いするものであります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 個人の負担が1万1,000円だということでしたらば、かなり耐震診断は分かればやるんでないのかなと。14万円が躍り出て、診断そのものが高いなというふうに思っちゃうのかもしれないけれども、そのうち負担が1万1,000円ぐらいだというふうに思えば、耐震診断やるんじゃないかなと思うんですけども。かといって、耐震診断の結果、基準の耐震基準に満たしていない、改修工事が必要だといったときに改修工事に費用がかかるわけですし、ぜひとも耐震化のための助成金というのを検討していただければなと思いますけれども。

能登半島の現地の地震は、五所川原と住宅事情が全然違って、能登半島は瓦屋根でした、それで壁も土壁でした。穴水町というところに行っただけですけども、ほとんどが瓦屋根で土壁、わざわざ文化財保護指定までしていると。その瓦屋根の家がほとんど崩落しているわけです。ですから、ちょっと五所川原の事情とは違うし、耐震診断の結果では86.4%が、さっき答弁ありました、一応今の新耐震基準には満たしている事情がある。でも、2割ぐらいは、まだ旧耐

震基準のままの住宅があるということなので、やっぱりそういうところから心配があるわけで、死んでいる人たちというのはほとんど住宅の崩落による圧死が能登半島で多かったわけで、ですから五所川原、この津軽半島でも古い住宅は、亡くなる方は家が崩れて圧死されるという状況があるのではないかなと心配するわけですので、ぜひとも耐震化のための助成の方向を考えられないかなと思いますけれども、改めてお尋ねします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 当年度におきましては、1件の予算計上をしておりますけれども、今後申込みが増える場合にあっては、関係課と協議しながら検討してまいりたいと思います。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この耐震診断、耐震化のことについては、PR方法もいろいろと工夫されているようですけれども、なかなか浸透されていないというのが現実だと私は認識しておりますので、ぜひとも事あるごとにこのことについてはPR活動をしていただきながら、進めていってほしいなというふうにして思いますので、よろしく願いいたします。

次に、上下水道の耐震化についてですけれども、上水道、水ですね、水道管耐震化を進めているわけですけれども、能登半島の場合には浄水場が崩れて、水がもう使えないような状態になっていたということですので、さっき答弁ございました。上水道のほうは、みんな耐震基準を満たしているとかという答弁をされていきましたか。もう一度改めて確認します。五所川原の浄水場の耐震は大丈夫ですか。

○木村 博副議長 上下水道部長。

○平野聡史上下水道部長 先ほども申し上げたとおり、上水道の施設の耐震化率につきましては耐震診断を実施しており、全て基準を満たしております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 分かりました。水道管のほうは、随時耐震化を図って、新しい基幹管路に変えていっているというのが42.9%ですか。この水道管ですけれども、まだ古いままの水道本管、これって今後の計画はどうなるんですか。

○木村 博副議長 上下水道部長。

○平野聡史上下水道部長 老朽化した管路は、随時更新していく予定となっておりますので、更新時に合わせて耐震化のものに変えていく予定であります。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 国土強靱化計画に基づいた水道の更新の予算というのが国からも

来ていて、進められているんでしょうけれども、四十何%、耐震化率は非常に半分ぐらいしかいっていないということですよね。ですから、地震が起きたときに、やはり水道本管が土の中で、あのぐらいの地震が来ればどうなるか分からないというような心配は間違いなくあるわけです。ですから、この水道の復旧工事、もちろん大事でして、能登半島は業者が全然入ってこられなくて、人が足りなくて、水道管の復旧工事に時間がかかっていると。あれは本管の工事ですからね。本管の工事がようやく3月いっぱい終わったようですけども、それから各家の設備は自分たちでやんなきゃいけないという現実があって、五所川原でも、特に半島全体を抱える五所川原の中で水道管の復旧活動というのは、よっぽど心して準備していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうにして心配。答弁は要りません。その準備、進めていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

汚水処理施設の耐震化は、皆行われているということなので、質問はいたしません。

その次に、防災訓練のことについてと、あと避難のことについてですけども、まず備蓄です。備蓄については、何日分の備蓄を準備されているんでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 令和3年度に青森県が公表しました太平洋側海溝型地震の被害想定調査の避難想定から割り出しているんですけども、日にちとしては3日間というふうに備蓄しております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 さあ、地震が起きました、3日間避難所で備蓄が運ばれて、3日間はそれに備えて、3日以降どうされるんですか。協定結んで、あちこちから備蓄が集まってくるというふうになっている仕組みがあるようですけども、その辺ちょっと御説明願います。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 3日目以降についての御質問でございました。備蓄は、国の支援や物資の流通が確保されるまでに必要な備蓄ということで3日間ということにしておりますけれども、この3日目以降につきましては、国や協定先の自治体及び民間事業者と連携して生活必需品の確保、それこそ議員がおっしゃいました協定先、そちらのほうから調達するというふうに考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 そこで、私がこの備蓄の点で1点だけ提案したいものがありまして、能登半島では災害初期の段階で、実は一番問題になったのはトイレの問題だったそ

うです。トイレもうちらのほうでも備蓄、3日間の簡易トイレとかというのはあるようですけれども、とてもあのくらいの地震だとトイレが間に合いません。水も出ない。そういうようなときに、ぜひとも五所川原も用意されたほうがいいんでないのかなというのはトイレカーというやつなんです。普通のトイレというのは、そういう業者さんとか、資格を持った人たちがやんなきゃいけないとかという部分で基準があって、許可届出、そういうのがありますが、トイレカーというのは非常に、ちょっと説明させていただくと、仮設トイレを軽トラと一体化し、自走式にしたものであります。自走式なので、設置、給水、後処理がとても簡単となっています。もちろん車検も通ります。

外観は、トイレに連想されないような車で、ボックス型のデザインなんですけれども、内部は仮設トイレとは思えないような清潔な個室空間になっています。今回能登半島地震でも活躍して、全ての方に利用されやすいユニバーサルデザイン。ユニバーサルデザインというのは、赤ちゃんから子供からお年寄りから、そういう全ての人たちがトイレを利用しやすいような設計、デザインになっていると。女性の方ももちろんでございます。そういうユニバーサルデザインとなっています。被災地はもちろん、建設現場、屋外イベントでも活躍しています。DX、デジタルトランスフォーメーションに対応し、各種タンクの容量をタブレットで確認でき、担当者も便利でございます。空き状況も確認できるので、離れた場所にモニター表示すれば、避難された方々も分かりやすく、便利であります。当市でも配置に向け、ぜひとも御検討できないものでしょうか、お尋ねいたします。

ちなみに、むつ市では5台も検討に入りました。財源は、県の原燃の交付金を利用されているんですけれども。この点、もしお考えがあるようでしたらば、御答弁いただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 これまで大規模災害で、不衛生なトイレを使用したくないために水分や食事を控えた結果、栄養状態の悪化や脱水症状など健康を害する事例が報告されるなど、避難者の健康、そして避難所の生活環境を確保する上で、災害時のトイレは非常に重要であることは認識してございます。能登半島地震では、議員今御提案されました自走式のトイレカー、こちらは周辺自治体、そして民間事業者により提供され、衛生環境が改善された例があることももちろん承知してございます。また一方で、平時において保管場所の確保、そして維持管理なども必要になってきますので、そういった課題がございますから、今後他自治体の動向、あるいはこういったものは変わってきますので、そういった商品のものを見ながら、活用事例を研究してまいりたいと考えております。

す。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ぜひとも御検討していただければと思います。これ災害だけじゃなくて、さっきも言ったように、何かのイベントのときとかも利用できるという点でふだんから活用もありますので、検討していただければと思います。

次に、1次避難、2次避難のことについてお尋ねいたします。1次避難については、計画的に実施されているようで、今年から来年に向けての1次避難の避難訓練、それはどのように計画を立てているかお尋ねします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 来年度については、まだ計画はしてございませんけれども、今年度は先ほど答弁しましたとおり、姥范地区におきまして内水氾濫を想定した避難訓練を考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これから避難訓練は、毎年やっぱりしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、できるだけ計画的に進められればと思いますので、よろしくお願いします。

それから、2次避難についてですけれども、これさっきから何か2次避難のことについて準備されている、協定を結んでいるとかという説明なんですけど、五所川原市は2次避難の計画について、津軽半島の中の半島拠点として2次避難のことについてしっかりと認識されて、計画する必要があるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 災害時に2次避難が必要になる場合といたしますのが、五所川原市が被災した場合、周辺自治体も同様に被災している広域的な災害となる可能性がございます。青森県のほうでは、避難先のインフラ状況、安全性の確認など、調整を経た上で避難先を決定するというふうにしておりますので、市が単独で事前に具体的に定めるといのはちょっと難しいものかなというふうに考えてございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それはそうなんですけれども、県のほうで調整していただくんだと思うんですけれども、案は市で考えなきゃいけないと思うんです。五所川原市のいろんな2次避難所とかがってなるようなところをある程度五所川原が取りまとめして、それで県と協議しながら、周辺自治体と話し合い、協議をしながら、その案は五所川原で考え

なきゃいけないんじゃないんですか。そこを私しゃべっているんです。何もなく県任せで、県と調整してって、県におんぶにだっこではないんじゃないかなと思うんです。その点どうですか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 基本的には今申し上げたとおりなんですが、2次避難につきましては民間の宿泊施設2施設と提携を結んでおりますので、そちらのほうへの避難というふうにご考えてございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 後で名前教えてください、2施設がどこなのか。分かりました。そこと提携を結んでいるということですね、2次避難用で。分かりました。

最後、要援護者の受入れ態勢についてですけれども、要援護者の受入れ施設、さっき五所川原市内では45法人あるって、そう答弁されたと思います、私の確認では。45法人で、施設の数はいくつあるんですか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 先ほど御答弁申し上げたとおり、45法人83か所の社会福祉施設と協定を締結してございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この施設というのは、83施設、これは冷暖房がちゃんと完備されていて、それで周辺から高齢者とか、幼児とか障害者、そういう人たちが避難で入っても心配ないということで確保、協定を結ばれているようでございますので、心配ないと思いますけれども、ただ受入れ人数がこの施設で受け入れる人数よりも多くなる可能性があるんじゃないんですか。どうですか。その点お答え願います。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 今実際災害の際にどのくらいの、要配慮者という言葉を使わせていただきますけれども、福祉避難所に移送する方がどのくらいになるかというのはちょっと想定できないところですが、今現在の83施設で受け入れできるのが460名ほどになってございます。ですので、大規模災害等が発生した場合は、受け入れにかなり限りがありますので、そういった状況は懸念されるところでございます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 万が一この83施設が受け入れもういっぱいですよというふうになったときのことも想定しなきゃいけないんじゃないんですか。これは想定されてますか、お尋ねします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 現状では、一応受入れ可能が460名、先ほど申し上げましたけれども、正確には463名でございます。その収容可能人員を超えた場合は、適宜また施設と協議するなりということになると思うんですけども、具体的に収容人員をオーバーした場合のことは現時点では想定してございません。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それこそ周辺町村とも検討しながら、協議しながら、漏れのないようにしていかなくちゃいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問、災害のことについては事細かく大きく3点にわたって質問させていただきました。幸いなことというか、五所川原市というのは今のところずっと、あの豪雨災害のときは別として、地震のことについては大きな災害はないなというふうにして私自身は感じているわけですけども、そう思っていたのは、実は能登半島の人たちも皆そうだったらしいんです。それがどーんと来ているもんですから、やはり日頃の備えが必要だと思いますので、五所川原市もしっかりとこの防災対策のことについて、こつこつと準備していただければと思いますので、よろしく願いして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時46分 散会

令和6年五所川原市議会第5回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

令和6年6月6日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）から議案第72号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁議員	2番 和田祐治議員
3番 伊藤雅輝議員	4番 木村清一議員
5番 高橋美奈議員	6番 藤田成保議員
7番 金谷勝議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
11番 松本和春議員	12番 成田和美議員
13番 外崎英継議員	15番 木村慶憲議員
16番 平山秀直議員	17番 桑田哲明議員
18番 鳴海初男議員	19番 山田善治議員
20番 木村博議員	21番 伊藤永慈議員
22番 山口孝夫議員	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	長谷川 哲
財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔

福祉部長	片山善一朗
経済部長	川浪治
建設部長	赤城一
上下水道部長	平野聡史
会計管理者	中谷吉範
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	川浪生郎
財政課長	佐々木崇人
市民課長	小林益代
福祉政策課長	鎌田郁
農林政策課長	川口均
土木課長	外崎経明
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤義人
次長	今智司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第69号から議案第72号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）から議案第72号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまでの4件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りします。議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）及び議案第70号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

1番 花田勝暁議員	2番 和田祐治議員
5番 高橋美奈議員	6番 藤田成保議員
7番 金谷勝議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
13番 外崎英継議員	16番 平山秀直議員
17番 桑田哲明議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を

行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました2件を除く2件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会審査及び議事整理のため、明7日及び10日から13日までの都合5日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、8日及び9日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は14日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時05分 散会

令和6年五所川原市議会第5回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

令和6年6月14日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第72号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森
県市町村総合事務組合同規約の変更について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 2 議案第71号 財産の取得について
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 3 議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第70号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 5 発議第 3号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意
見書
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	15番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	17番 桑田哲明 議員
18番 鳴海初男 議員	19番 山田善治 議員
20番 木村博 議員	21番 伊藤永慈 議員
22番 山口孝夫 議員	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	長谷川 哲
財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	小 林 益 代
福 祉 政 策 課 長	鎌 田 郁
農 林 政 策 課 長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
教 育 総 務 課 長	須 藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 工 藤 義 人
次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 どうも皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第72号

○木村清一議長 日程第1、議案第72号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○桑田哲明総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。それでは、私のほうから令和6年第5回定例会総務常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案1件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第72号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。本件は令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収について、市町村において個人住民税均等割と併せて行うとされたため、青森県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務について森林環境税の徴収金を加えることから、議決を求めるものであるとの説明に対し、森林環境譲与税の配分基準についての質疑があり、配分基準は私有人工林の面積が5.5割、林業就業者数が2割、人口が2.5割であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第2 議案第71号

○木村清一議長 次に、日程第2、議案第71号 財産の取得についてを議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○木村慶憲経済建設常任委員長 一登壇一

経済建設常任委員会です。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第71号 財産の取得についてであります。本件は市浦地区に配備している2.2メートル級のロータリー除雪車が購入後18年を経過し、オーガ及びブロワーの回転機能の低下が著しいことから、同車両を買換えするものであるとの説明に対し、定価の何割で落札しているのか、大体何年で買い換えるものかとの質疑があり、予定価格の9割以上で落札された、処分・制限期間が6年、目標使用年数が12年となっているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

◎日程第3 議案第69号及び

日程第4 議案第70号

○木村清一議長 次に、日程第3、議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）及び日程第4、議案第70号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○平山秀直予算特別委員長 一登壇一

去る6日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、平山秀直が、副委員長には藤田成保委員が選任され、翌7日に付託されました議案2件の審査を行いましたので、その経緯の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第69号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）については、歳入第14款、デジタル基盤改革支援補助金の内容についての質疑に対し、住民基本台帳など地方公共団体が基本的に行う業務で使用するシステムを国が定める標準化基準に適合するシステムへ更新する経費などに対し交付される補助金であることの答弁がありました。

次に、歳出第2款、定額減税補足給付金事業の内訳、周知方法及び支給時期についての質疑に対し、給付金事業の内訳は、コピー用紙やトナーカートリッジなど消耗品費として22万2,000円、支給通知に係る封筒の印刷製本として67万1,000円、通信運搬費297万1,000円、そのほか振込手数料が167万2,000円、コピー代が2万1,000円である、周知方法については、市ホームページに既に掲載しており、6月25日発行の広報でも周知する予定であるが、対象者には7月上旬にお知らせを発送する予定である、支給時期については、口座情報を保有している方は7月下旬に支給され、口座情報がない方や申請が必要な方は手続き後、年内には振り込みができる見込みとなっているとの答弁がありました。

次に、歳出第3款、物価高騰対策支援給付金の内容についての質疑に対し、令和6年度、新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付するものであり、1世帯当たり10万円と、世帯に子供がいる場合は子供1人当たり5万円が追加され、給付に関しては7月から順次口座振込する予定との答弁がありました。

次に、歳出第8款、下水道事業会計操出金の内容についての質疑に対し、令和3年7

月15日施行の水防法改正により、下水道事業等を実施している地方公共団体は、内水ハザードマップ作成を実施する必要があるなどの答弁がありました。

次に、歳出第10款、学校再編事業の内容及び三好小学校が閉校となる理由についての質疑に対し、現在三好小学校の学校再編事業を進めているところであり、令和7年4月での五所川原小学校との統合を保護者及び住民の方に説明し、理解をいただいたところであり、今後閉校記念誌を300部作成する予定である、三好小学校の閉校理由は、計画策定時点において2年生と3年生、4年生と5年生がそれぞれ複式学級となっていたことから、その早期解消のためであるとの答弁がありました。審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告とさせていただきます。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第69号及び議案第70号の2件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第5 発議第3号

○木村清一議長 次に、日程第5、発議第3号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案の理由の説明を求めます。

17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明員 一登壇一

それでは、私のほうから発議に対する提案理由の説明を申し述べたいと思います。

発議第3号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提

案理由を説明いたします。

ハマスによるイスラエルへの攻撃及び人質連行に対して、イスラエルによるガザ地区への侵攻が始まり、ガザ地区では、病院や学校も攻撃を受け、既に3万3,000人以上が犠牲となり、このうち1万4,000人が子供であるという危機的状況にあります。

双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的解決はもちろんでありますが、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は道徳的義務として必然であると思われまます。

よって、国会及び政府において、国際社会の一員として恒久的世界平和を求める立場から、関係国・国際機関と連携し、全ての当事者に対し、採択された決議に基づく誠実な行動や国際人道法の遵守を求めるなど、あらゆる外交努力を尽くし、即時停戦に向けた取組を強く求めるものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号 パレスチナ・ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書については、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和6年第5回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、平山予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯にこれを受け止め、検討の上、今後の市政運営に反映してまいります。

さて、本定例会では、原真紀教育長の再任を全会一致で同意いただきました。原教育長はコロナ禍という困難な時期にあっても、子供たちの健全な成長と可能性を伸ばす教育環境づくりに尽力されてきました。今後も引き続き子供の権利を尊重し、一人一人が主体的に学べる学校づくりに取り組んでいただけるものと確信しております。私も市長として、教育現場の実情に寄り添い、教育行政を全力でサポートする所存でありますので、引き続き子育て世代が安心して暮らし、そして子供たちが健やかに育つことのできる魅力ある街づくりを推進してまいります。

また、これから梅雨入りの時期を迎え、集中豪雨や土砂災害の危険が高まる時期に差しかかり、対策が急務となっております。災害対策については、市民の皆様の安全を第一に考え、関係機関と連携を図りながら注意喚起や情報共有などを通じ、災害に備えた体制整備に努めてまいります。

結びに、日差しが次第に強さを増し、夏の訪れを感じる時期となりましたが、議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍いただきますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和6年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月14日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 外 崎 英 継

五所川原市議会議員 木 村 慶 憲

五所川原市議会議員 平 山 秀 直

